令和７年度中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会次第

日　時　令和７年９月30日（火）　午後２時
場　所　中野市人権センター　　　会議室１

１　開　　会

２　あいさつ

３　自己紹介

４　正副会長の選出

会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　副会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　会議事項
(1)　本審議会委員の役割について　　　　　…　資料１

(2)　中野市における人権政策について　　　…　資料２

(3)　人権尊重都市宣言に係る啓発事業について　…　資料３

６　そ の 他

７　閉　　会

令和７年度

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会資料

令和７年９月30日（火）午後２時

中野市人権センター

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会委員名簿

選出区分	委嘱時の所属団体・職名	氏　名	備　考
識見を有する者	飯山人権擁護委員協議会 中野部会	山田　正彦	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
識見を有する者	飯山人権擁護委員協議会 中野部会	永沢　清生	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市民生児童委員協議会 副会長	中村　幹夫	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市民生児童委員協議会 理事	小田切　洋子	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市企業人権教育推進協議会 会長	尾島　和夫	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	部落解放同盟長野県連合会 中野市協議会　会長	芝内　七郎	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	部落解放同盟長野県連合会 中野市協議会　会計	都筑　京子	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市区長会　理事	髙橋　精一	任期　令和７年６月11日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	ふるさと虹の会　会員	長澤　京子	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市身体障がい者福祉協会 会長	矢澤　則夫	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市シニアクラブ連合会 副会長	黒岩　守人	任期　令和７年６月11日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市校長会（延徳小学校校長）	須山　千才	任期　令和６年７月１日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市ＰＴＡ連合会 （日野小学校PTA会長）	西山　貴哉	任期　令和７年６月11日～ 令和８年６月30日
各種団体の代表	中野市分館協議会　副会長	小林　藤雄	任期　令和７年９月16日～ 令和８年６月30日

資料１

（１）本審議会委員の役割について

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会の概要

１　設置の目的

本審議会は、「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議することを目的としている。

２　委員の構成等

審議会は、条例に基づき委員 20 名以内で組織し、委員は各種団体の代表、識見を有する者のうちから市長が委嘱している。

任期は２年。（現委員の任期は、令和８年６月 30 日まで。）

３　審議会の活動等

市長からの諮問があった場合に審議会を開催する。

諮問がない年は、協議事項があれば、開催をする。

４　その他

委員には、市から人権に関する講演会や研修会等への参加を案内している。

事務局は、くらしと文化部人権・男女共同参画課で行っている。

○中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

平成17年４月１日条例第35号

改正

令和４年３月18日条例第12号

中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民の責務）

第３条　市民は、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権擁護に関する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（教育、啓発活動及び相談体制の充実）

第４条　市長は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を積極的に推進するものとする。

２　市長は、国、県及び関係団体との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実を図るものとする。

（実態調査の実施）

第５条　市長は、第１条の目的を達成するための施策の推進に反映させるため、必要に応じ実態調査を行うものとする。

（審議会の設置）

第６条　部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第７条　審議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　各種団体の代表

（２）　識見を有する者

（任期）

第８条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第９条　審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条　審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第11条　審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

２　幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（委任）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２

（２）中野市における人権政策について

人権のまちづくり事業の概要

１　目　的

中野市の人権擁護施策は、「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」と「中野市差別撤廃及び人権擁護推進総合計画」に基づき、差別のない明るい中野市の実現を図るために推進している。

⑴　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例（平成 17 年４月１日施行）

・すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下に平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るい中野市の実現を図ることを目的とする。

⑵　第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画（平成 29 年３月策定：平成 29 年度～令和８年度）

・市民一人ひとりが、相手を思いやり、お互いを大切にする人権意識を醸成するとともに、人権が尊重された社会を築くため、「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る。」ことを基本理念とする。

・人権のまちづくり（人権センターを拠点とした、市民と行政の協働による人権施策の実施）を推進する。

２　主な事業の内容

⑴　中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会の運営

・「中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」に基づき、部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、本審議会を設置する。

・各団体から委員の推薦をいただき、市長が委嘱する。

・委員は 20 人以内で任期は２年。（現在 14 名）

・次回役員改選は令和８年度。

・人権に関する講演会や研修会等へ積極的に協力している。

⑵　中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部の運営

・「中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部規程」に基づき、差別撤廃及び人権擁護に関する施策を積極的に推進するため本部を設置する。
・副市長を委員長とし、各部課長を委員及び幹事とする。
・中野市の人権に関わる各種事業を積極的に推進する。

⑶　中野市あらゆる差別をなくす推進協議会の運営

・あらゆる人権問題の早期解決を推進するため、また人権教育の促進を図ることを目的とし、昭和 47 年度に設立した。（前身は中野市部落解放推進協議会）
・会長は中村明文さん、会員数 218 人（個人 26、団体 123、企業 69）であり、事務局は人権・男女共同参画課が担っている。
・事務局において、会費の徴収等の会計処理や事業推進のための運営を行っている。
・本会には学校人権教育部会、企業人権教育部会、社会人権教育部会があり、学校人権教育部会では、小・中・高校における人権教育研究会や公開保育、人権作文やポスター等の募集、いじめ実態調査等を実施し、社会人権教育部会及び企業人権教育部会では、研修視察の実施、差別をなくす市民集会、差別をなくす講演会等に積極的に協力している。
・中野市あらゆる差別をなくす推進事業補助金交付要綱に基づき、市から補助金を交付している。

⑷　人権擁護委員

・人権擁護委員は、市長が法務大臣から推薦依頼を受け、市議会の意見を求めて法務大臣へ推薦し、それに基づき法務大臣が委嘱している。
　（現在９名）
・任期は３年であり、活動は人権相談、街頭啓発、人権の花運動、人権紙芝居、人権フォーラム、人権に関する研修会への参加等であり、長野地方法務局　飯山支局が事務局を担っている。
・中野市では、人権擁護委員の活動を支援している。

⑸　部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会

・例年、８月に、部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃の「関係法律の整備」「人権政策確立」を求めると同時に、住民参加の「人権のまちづくり」を通じて、真に人権が尊重された地域社会を構築するために開催されており、中野市は本会の開催に共催している。

⑹　差別をなくす市民集会・差別をなくす講演会

・差別のない明るい中野市を築くために開催している。

⑺　各団体への補助金の交付、負担金の負担

・毎年度、部落解放同盟長野県連合会中野市協議会、部落解放同盟長野県連合会中高地区協議会、中野市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会、飯山人権擁護委員協議会中野部会の活動を支援するため、補助金を交付している。

・平成 22 年度から、認定ＮＰＯ法人長野犯罪被害者支援センターの活動を支援するため、負担金を支出している。

⑻　その他

・中高地区管内の部落解放同盟と行政の連絡調整を図るため、部落解放同盟中高地区協議会役員と市町村担当職員による中高地区行政教育連絡会議を毎月開催している。

・部落解放同盟からの要請に応じ、行政交渉への対応や、総会、旗びらき、全国集会、東日本研究集会、長野県研究集会、中高地区研究集会へ参加している。

中野市の差別撤廃及び人権擁護に関する施策

令和６年度　事業実績

令和７年度　事業計画

中野市差別撤廃及び人権擁護施策推進本部

（中野市くらしと文化部人権・男女共同参画課）

中野市差別撤廃及び人権擁護に関する施策

目　次

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1　人権重視の行政
- ⑴　行政に携わる職員の人権感覚の醸成 ………… 1
- ⑵　人権に関わり深い特定事業に従事する者に対する人権教育の推進 ………… 3
- ⑶　国・県等との連携 ………… 3

2　学校及び保育所等における人権教育と啓発
- ⑴　学校における人権教育 ………… 5
- ⑵　保育所等における人権教育 ………… 5

3　家庭や地域社会における人権教育と啓発 ………… 7

4　企業における人権教育と啓発 ………… 9

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

1　同和問題
- ⑴　人権擁護の確立
  - ・部落差別の解消 ………… 11
  - ・人権侵害の救済と擁護 ………… 11
- ⑵　教育・啓発の推進
  - ・市民に対する教育・啓発 ………… 13
  - ・人権センター事業の充実 ………… 15
  - ・学校や保育所等における人権教育の充実 ………… 17
- ⑶　健康福祉の増進 ………… 19
- ⑷　生活環境の改善 ………… 19

2　女性の人権
- ⑴　人権擁護の確立 ………… 21
- ⑵　教育・啓発の推進
  - ・男女平等実現のための教育の推進 ………… 21
  - ・生涯学習の推進 ………… 23
- ⑶　社会参画の推進 ………… 27
- ⑷　雇用・就労の促進
  - ・労働についての啓発 ………… 29
  - ・労働環境の整備 ………… 29
- ⑸　健康福祉の増進
  - ・母性保護と健康づくりの充実 ………… 31
  - ・子育て・介護機能の充実 ………… 33
  - ・生活の安定 ………… 33

3　高齢者の人権
- ⑴　人権擁護の確立 ………… 35
- ⑵　教育・啓発の推進 ………… 37
- ⑶　雇用・就労の促進 ………… 41
- ⑷　健康福祉の増進 ………… 43
- ⑸　生活環境の改善 ………… 47

4　障がいのある人の人権
- ⑴　人権擁護の確立 ………… 49
- ⑵　教育・啓発の推進
  - ・市民に対する教育・啓発 ………… 51
  - ・学校等における人権教育 ………… 55
- ⑶　社会参画の推進 ………… 57
- ⑷　雇用・就労の促進 ………… 59
- ⑸　健康福祉の増進 ………… 61
- ⑹　生活環境の改善 ………… 65

5　子どもの人権
- ⑴　人権擁護の確立 ………… 67
- ⑵　教育・啓発の推進
  - ・家庭 ………… 69
  - ・学校等 ………… 69
  - ・地域 ………… 69

6　外国人の人権
- ⑴　人権擁護の確立 ………… 77
- ⑵　教育・啓発の推進 ………… 79
- ⑶　社会参画の推進 ………… 79
- ⑷　雇用・就労の促進 ………… 85
- ⑸　健康福祉の増進 ………… 85

7　その他の人権
- ⑴　人権擁護の確立 ………… 87

所管課等別

庶務課	…………	１、11、21、29、35、45、49、67、77、87
健康づくり課	…………	19、31、43、61、83、85、87
福祉課	…………	３、21、33、35、49、51、53、57、59、61、63
高齢者支援課	…………	19、33、35、39、41、43、45、63、85
子育て課	…………	69、73、75
子ども相談室	…………	67、69
保育課	…………	１、３、５、17、21、23、25、37、55、67、69、79
市民課	…………	33、49、77、85、87
人権・男女共同参画課	…………	１、３、５、７、９、11、13、17、21、23、25、27、35、37、49、51、55、69、71、77、79、81、83、87
人権センター	…………	３、５、７、９、11、13、15、17、21、23、25、35、37、39、49、53、55、69、71、77、79、81、83
農業振興課	…………	27
商工観光課	…………	29、41、59、83
都市建設課	…………	47、65
消防課	…………	27
学校教育課	…………	３、５、17、21、25、39、55、67、73、79、83
生涯学習課	…………	９
公民館	…………	９、27、39、69、83
選挙管理委員会	…………	27
農業委員会	…………	29、33、45、49

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進

１　人権重視の行政

（1）　行政に携わる職員の人権感覚の醸成

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	令和６年度 事 業 実 績 現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	令和７年度 事 業 計 画 期待される効果
◆市行政のすべてにおいて､人権に配慮した行政施策の展開に努めます。 ◆職員自らの人権意識を高めるために、人権に関する職員研修体制の充実に努めます。 ◆市民の立場にたった電話応対、接客等、人権尊重の基本理念や社会的マナーに基づいたきめ細かな対応に努めます。 ◆職場ごとの自主研修に努めます。 ◆地域で開催される学習機会への参加を促すとともに、地域リーダーとしての意識の向上に努めます。	継	全　課	・行政に携わる職員として、常に市民の人権を尊重する姿勢を持って毎日の職務に努めた。	職員一人ひとりが人権感覚をさらに身に付けることが必要。	・行政に携わる職員として、常に市民の人権を尊重する姿勢を持って毎日の職務に努める。	差別をしない、させない、許さない社会の形成の一助となる。
	継	人権・男女共同参画課	・市差別撤廃・人権擁護推進総合計画に基づく各課の令和５年度事業実績及び令和６年度事業計画の調査や人権に関わる事業の進捗状況の把握・分析を行い、本事業の推進を図った。	令和５年度事業実績及び令和６年度事業計画の調査を実施した。	・市差別撤廃・人権擁護推進総合計画に基づく各課の令和６年度事業実績及び令和７年度事業計画の調査や人権に関わる事業の進捗状況の把握・分析を行い、本事業の推進を図る。	本調査を通じ、人権に関わる事業の推進に対し、人権感覚の再認識が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市男女共同参画審議会の開催　１回	男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく上で必要な事項を調査審査するため、条例により設置。	・市男女共同参画審議会の開催	市長の諮問に応じて男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく上で必要な事項の調査審査が行われる。
	継	庶務課	・職員の人権意識を高めるため、人権教育研修を開催した。 開催回数：１回 受講者数：236名 内容：職場における人権問題	特になし	・職員の人権意識を高めるために、人権教育の研修を行う。 研修１回予定	職員の人権意識の高揚を図る。
	継	保育課	・保育士に対する人権教育研修を実施した。 人権教育公開保育（幼稚園・保育園ブロック）開催（みなみ保育園）	研修の参加率向上が課題	・保育士に対する人権教育研修を実施する。 人権教育公開保育（幼稚園・保育園ブロック）開催予定	保育士の人権意識の高揚を図る。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進
1　人権重視の行政
（2）　人権に関わりの深い特定職業に従事する者に対する人権教育の推進

施　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績	令和７年度 事 業 計 画		
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆より質の高いサービスを提供するうえで、より高い人権意識が必要であることから、それぞれの職場環境や職務内容等に配慮した、きめ細かな人権啓発・教育のあり方に努めます。	継	福祉課	・民生児童委員あてに、人権問題に関する講演会等の周知を行った。	民生児童委員の負担軽減が課題	・民生児童委員あてに、人権問題に関する講演会等の周知を行う。	民生児童委員としての資質の向上
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　488人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進
1　人権重視の行政
（3）　国・県等との連携

施　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績	令和７年度 事 業 計 画		
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆国、県、各種団体等と連携を図り、啓発・教育の効果的な手法を研究するとともに、情報や教材の共有化を図り、適切な啓発に努めます。 ◆地域住民、各種団体、企業、学校、行政機関等と連携を密にし、協力体制の確立や連帯意識の高揚に努めます。	継	人権・男女共同参画課 人権センター 学校教育課	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会の開催 開催日　８月26日　参加者413人 （うち中野市204人） ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催　12回	・中高地区で連携し、人権教育・啓発活動を実施している。 ・中高地区の連携を活用し、より効果的な教育・啓発を検討する必要がある。	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会の開催 ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催	・中高地区内の人権情報や人権教材の共有化が図られる。 ・中高地区内における人権教育・啓発内容の統一が図られる。 ・中高地区内の協力体制の確立と連帯意識の高揚が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進
2　学校及び保育所等における人権教育と啓発
（1）　学校における人権教育

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆同和問題をはじめ、障がいのある人の思いやいじめで苦しむ友だちのことなど、身近に起こる様々な差別や偏見について学び、その解決に取り組み、一人ひとりが安心して生活できる環境づくりに努めます。 ◆地域教材や「あけぼの」等を活用した学習の推進を図ります。 ◆学校と家庭が一体となった人権教育を推進するため、保護者対象の人権教育研修会、ＰＴＡ人権教育地区懇談会を充実させます。	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　５回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数2,575人	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進
2　学校及び保育所等における人権教育と啓発
（2）　保育所等における人権教育

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆保育所等に通う子どもが集団のなかで、幼児期におけるお互いの人権を尊重していくための保育目標を定め、各保育所等で実践に努めます。 ◆子どもたち一人ひとりが体験をもとに、いろいろな見方、考え方に触れたり、気づいたりする過程で、自分の問題として捉えることができるような指導を、日々の保育のなかで実践に努めます。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 人権擁護委員による人権紙芝居を実施した。（３園）	人権紙芝居は概ね３年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の開催	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
◆保育士自らの人権感覚を高めるため、職員研修の充実に努めるとともに、学校人権教育部会を中心とする研究や情報交換を一層推進します。	継	保育課	・保育士に対する人権教育研修を実施した。 人権教育公開保育（幼稚園・保育園ブロック）開催（みなみ保育園）	研修の参加率向上が課題	・保育士に対する人権教育研修を実施する。 人権教育公開保育（幼稚園・保育園ブロック）開催予定	
◆保護者又は祖父母を対象に、人権教育研修会等を実施し、家庭での人権意識の向上を図り、子どもの権利の擁護に努めます。	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　488人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて家庭での人権意識の向上・子どもの権利擁護が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進
3　家庭や地域社会における人権教育と啓発

施　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事　業　実　績		令和７年度 事 業 計 画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆人権センターや公民館等を拠点として行う各種生涯学習の機会を捉えて、人権意識の高揚に努めます。 ◆人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るとともに、地域や家庭において、差別に気づき、自ら解決していくための研修の充実や明るい地域づくりに努めます。 ◆県や他市町村と連携し、交流機会の拡充やボランティア活動、ＮＰＯ（民間非営利団体）の活動の促進を図り、市民が参加する住みよい地域づくりを推進します。 ◆障がいがある人や外国人等の社会参加を促すとともに、交流の機会を作り、共生意識の醸成に努めます。 ◆地域社会活動への女性の参加が少ない状況であるため、主体的、自主的な地域活動（自治会等）に参加できるよう意識啓発に努めます。	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を計画していたが大雪のため当日中止した。	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」を計画し、８月26日に開催した。 　演題「部落問題の本質とは」～近現代の歴史～ 　講師　黒川みどり 　参加者　413人（うち中野市204人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 　開催日　12月７日 　講演会「多文化共生・異文化理解の基礎～ベトナム編～」 　講師　グエンティフエ、小山直美 　参加者　36人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 　中野：立体切り絵教室、折り紙教室、料理教室等（延べ14回） 　豊田：生け花教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ36回） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 　中野：いきいき健康体操教室　８回 　豊田：いきいき健康体操教室　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 　中野：クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等 　豊田：立体切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 　中野：いきいき健康体操教室 　豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	人権センター	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行した。	・人権意識の高揚が図られている。 ・人権センター事業の周知が図られている。	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行する。	・人権意識の高揚が図られる。 ・人権センター事業の周知が図られる。

	継	人権・男女共同参画課	・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及び「広報なかの」・ホームページ掲載により意識啓発を図った。 「交差点」年３回発行 全戸配布	社会制度や慣行、しきたりなどによる性別役割分担意識は、依然根強く残っている。意識改革に向け、より効果的な啓発事業が必要。	・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及び「広報なかの」・ホームページ掲載により意識啓発を図る。 「交差点」年３回発行　全戸配布予定	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会実現に向けた理解が図られる。
	継	生涯学習課	・生涯学習のまちづくりの中での人権教育の充実を図るため、「第２次中野市生涯学習基本構想」ダイジェスト版を会議等で配布して啓発を図った。	より効果的な啓発を検討する必要がある。	・生涯学習のまちづくりの中での人権教育の充実を図るため、「第３次中野市生涯学習基本構想」の基本方針案を策定する。	人権意識の高揚が図られる。
	継	公民館	・各種団体の育成及び交流の促進を図った。 ・発表会作品展、文化祭(芸能祭・文化展)を開催した。(中央) ・文化祭（作品展示、芸能発表）を開催した。（北部・西部） ・文化祭（作品展示、音楽祭）を開催した。（豊田）	利用者及び地域の人々の生きがいづくり、交流の一助となった(中央)(北部)(西部)（豊田）	・各種団体の育成及び交流の促進を図る。 中央公民館発表会作品展　書道展を開催予定(中央) 文化祭（作品展示、音楽祭）を開催予定（北部・西部） 文化祭（作品展示、音楽祭）を開催予定（豊田）	生きがい作り、人の交流が期待できる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数46回　参加者905人	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権・男女共同参画課 人権センター	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会を８月26日開催した。 ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催　12回	・中高地区で連携し、人権教育・啓発活動を実施している。 ・中高地区の連携を活用し、より効果的な教育・啓発を検討する必要がある。	・部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会の開催 ・中高地区同和行政・教育連絡会議（担当者会）の開催	計画の基本理念「交流と共生による平等で差別のない明るい中野市を創る」ための、人権意識の醸成が図られる。

Ⅰ　あらゆる場を通じた人権啓発・教育の推進

4　企業における人権教育と啓発

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績		令和７年度 事業計画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆市や県等関係機関で実施される研修会・講習会へ積極的に参加を要請し、企業内指導者が確保されるよう、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、推進体制の強化確立と人権教育の啓発・周知に努めます。	継	人権センター	・市企業人権教育推進協議会の協力を得て、各種研修会等の宣伝や参加を図った。 ・「人権センターまつり」、「差別をなくす講演会」「事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化研修会」を開催した。	市内企業に対し人権教育の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会の協力を得て、各種研修会等の宣伝や参加を図る。 ・人権センターまつり、講演会、市民集会、企業人権教育講演会の開催	市内企業に対し人権教育の機会が提供できる。
◆市や県等関係機関と連携し、企業内で実施する研修の講師派遣、教材、情報等の提供を行うとともに、市企業人権教育推進協議会と連絡を密にし、効果的な企業研修での人権教育の充実を図ります。	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、市企業教育推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

1　同和問題

（1）人権擁護の確立

・部落差別の解消　　・人権侵害の救済と擁護

施　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実施内容	実 績	現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	期待される効果
◆市の「情報公開条例」に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努めます。また、「個人情報の保護に関する法律」※に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止に努めます。また、市民の権利・利益を保護することを目的とした「住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度」を平成27年４月から実施しています。 ※第２次中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画31頁中の「個人情報保護条例」は令和５年４月１日廃止のため、ここでは「個人情報の保護に関する法律」としています。 ◆国、県の関係機関や各種団体と連携を図りながら、人権擁護に対する啓発活動の、より一層の創意工夫を図り、市民の多様なニーズに応えられる柔軟かつ弾力的な諸施策を推進します。 ◆相談機関や人権擁護委員の活用について、一層の周知徹底に努めます。 ◆各種相談機関、関係団体との連携を図るとともに、人権センターでは人権の総合的な相談体制の充実及び相談活動の活性化に努めます。 ◆同和問題の根本的解決と人権政策の確立のための、「部落解放・人権政策確立」要求国民運動を促進します。	継	庶務課	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図った。		特になし	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図る。	左記のとおり
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、イオン中野店、信州中野駅前及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。		人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 開催回数２回		相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。		特になし	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市民の姿勢に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	人権センター	・人権センター生活相談員2名による各種相談 相談件数28件		中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
	継	人権センター	・人権センターにおける人権相談の実施 相談件数１件		総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実
	継	人権・男女共同参画課	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月26日 演題「部落問題の本質とは」～近現代の歴史～ 講師　黒川みどり 参加者　413人（うち中野市204人）		中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

１　同和問題

（２）　教育･啓発の推進

・市民に対する教育･啓発

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	期待される効果
◆行政区ごとにある、あらゆる差別をなくす推進協議会の組織の充実とその活性化に努めます。 ◆身の回りにある人権問題に気づき、自ら解決して行こうと行動する者を育成するため、人権教育講座を充実します。 ◆様々な機会を捉えて人権問題の理解を深め､人権尊重の意識の高揚に努めます。 ◆啓発資料や差別をなくす作文、ポスター等を活用し、人権問題の理解を深めます。 ◆行政と地域が一体となり人権啓発の仕組みづくりの検討をしながら、「住みよい地域づくり」「豊かな人間関係づくり」のため、多くの住民が参加できる懇談会や研修会の開催に努めます。	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付 28区	地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数46回　　参加者905人	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を計画したが、大雪のため当日中止した。	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　２月22日 演題　「世界一幸せな国フィンランドから学ぶこと～フィンランドの事例からジェンダー平等や多様性を考える～」 講師　堀内都喜子 参加者　72人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・ポスターをチラシ等に掲載して活用した。	市内小・中・高等学校の児童生徒を対象とした作品を通じ、人権問題への意識高揚と人権教育の一層の推進が図られる。	・ポスターをチラシ等に掲載して活用する。	市内小・中・高等学校の児童生徒を対象とした作品を通じ、人権問題への意識高揚と人権教育の一層の推進を図る。
	継	人権センター	・市企業人権教育推進協議会を通じて、各種研修会等の宣伝や参加を図った。 ・「人権センターまつり」「差別をなくす講演会」を開催した。	市内企業に対し人権教育の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会を通じて、各種研修会等の宣伝や参加を図る。 ・人権センターまつり、差別をなくす市民集会、差別をなくす講演会の開催	市内企業に対し人権教育の機会が提供できる。
	継	人権・男女共同参画課	・部落解放同盟長野県連合会中高地区協議会、部落解放同盟長野県連合会中野市協議会へ補助金を交付した。	部落差別解消に対する同団体への活動支援	・部落解放同盟長野県連合会中高地区協議会、部落解放同盟長野県連合会中野市協議会へ補助金を交付	部落差別解消に対する活動が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、市企業人権教育推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
1　同和問題
（2）　教育・啓発の推進
・人権センター事業の充実

施　　策	新・継	所管課	令和６年度 事 業 実 績		令和７年度 事 業 計 画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆生活上の相談に応じ、自立支援の助言・指導を行い、生活の向上を図るために必要な事業を行います。 ◆日常生活に根ざした啓発広報活動の充実を図るとともに、地域に密着した各種の活動を行い、市民相互の交流に努めます。 ◆同和問題をはじめ、あらゆる差別問題の解決のための総合機能を持った人権啓発センターとして位置づけ、各種施策を進めます。 ◆子どもの人権意識を醸成するため、「子ども人権教室」を推進します。 ◆同和地区及び地域住民の自主的、組織的な教育活動を促進します。	継	人権センター	・人権や福祉に関わる、相談、講座の開設、区等が開催する研修会への支援、市企業人権教育推進協議会と協同による各種事業の推進等を行った。 ・「人権センターまつり」を開催した。 　開催日　12月７日 　講演会「多文化共生・異文化理解の基礎～ベトナム編～」 　講師　グエンティフエ、小山直美 　参加者　36人	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・人権や福祉に関わる、相談、講座の開設、区等が開催する研修会への支援、市あらゆる差別をなくす推進協議会と協同による各種事業の推進等の実施。 ・「人権センターまつり」の開催。	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 　中野：立体切り絵教室、折り紙教室、料理教室等（延べ14回） 　豊田：生け花教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ36回）） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 　中野：いきいき健康体操教室　８回 　豊田：いきいき健康体操教室　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 　中野：クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等 　豊田：立体切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 　中野：いきいき健康体操教室 　豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

１　同和問題

（２）　教育・啓発の推進

・学校や保育所等における人権教育の充実

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業実績 実施内容	現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆幼保・小・中・高一貫の人権教育をより推進し、人権感覚の高揚と共感的理解の育成を図ります。 ◆日常の人権教育の充実と人権月間等において人権教育の推進を図ります。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権紙芝居を実施した。 （３園）	人権紙芝居は概ね３年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　488人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　５回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数2,575人	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
１　同和問題
（３）　健康福祉の増進

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業実績 実施内容	令和７年度 事業計画 現状と課題	計画内容	期待される効果
◆高齢者の社会参加活動や生きがいづくりなどを支援し､幅広い活動の場や機会づくりに努めます。 ◆壮年期からの健康づくりを推進するとともに、介護保険制度等の周知や自立支援に努めます。	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。	特になし	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ,必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。	
◆介護サービス基盤の整備や調整を行い、利用者が安心してサービスを受けられる体制づくりに努めます。 ◆健康教育の充実及び各種検診の受診率を高めるとともに、健康づくりをする意識の高揚に努めます。	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査1,949人　胃がん検診1,311人 子宮がん検診2,791人　肺がん検診5,570人 乳がん検診2,083人　　大腸がん3,602人 歯周疾患検診460人 肝炎ウィルス検診522人 前立腺がん検診1,440人 集団健康教育177回4,676人 健康相談1,400人 健康まつり事業 延徳地区　117人 歩いて健康フェスタ　参加者　延べ190人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業33回548人 栄養改善事業 個別202人　集団84回2,389人 減塩運動普及事業649人 健康づくりポイント事業 特典交付者 アプリ300人 記録用紙　137人	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査2,060人　胃がん検診1,500人 子宮がん検診2,900人　肺がん検診5,700人 乳がん検診2,390人　大腸がん検診3,900人 歯周疾患検診718人 肝炎ウィルス検診500人 前立腺がん検診1,590人 集団健康教育170回5,000人 健康相談1,420人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業35回550人 栄養改善事業 個別330人　集団85回1,850人 減塩運動普及事業655人 健康づくりポイント事業 アプリ登録700人 歩いて健康フェスタ150人	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
１　同和問題
（４）　生活環境の改善

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業実績 実施内容	令和７年度 事業計画 現状と課題	計画内容	期待される効果
◆急速に進む高齢化社会に向けて、市全体として高齢者等が生活しやすい住環境づくりに努めます。		全課	・特定の事業はなし。		・特定の事業はなし。	

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

２　女性の人権

（1）　人権擁護の確立

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業実績		令和７年度 事業計画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆女性の人権についての認識と理解を深める講座、研修会等を開催するとともに、市民に対する啓発活動に努めます。 ◆教育、行政に携わる職員に対し、男女共生意識改革を図るための研修会の開催に努めます。 ◆男女共生意識の高揚を図るため、市民が共に学び、広く話し合う場づくりに努めます。 ◆配偶者等による暴力をはじめ、女性のあらゆる悩みの相談体制の充実を図り、問題解決の支援に努めます。	継	人権・男女共同参画課	・市男女共同参画推進条例及び第４次男女共同参画計画に基づき、男女のエンパワーメント(自立)への支援、男女平等の意識啓発のため、講座等を開催した。 男女共同参画セミナー 　開催数　５回　参加数延158人 男女共同参画推進出前講座 　開催数８回　参加数138人 ・啓発広報紙「交差点」の発行３回	社会制度や慣行、しきたりなどによる性別役割分担意識は、依然根強く残っている。意識改革に向け、より効果的な啓発事業が必要。	・市男女共同参画推進条例及び第４次男女共同参画計画に基づき、男女のエンパワーメント(自立)への支援、男女平等の意識啓発のため、講座等を開催する。 　男女共同参画セミナー 　男女共同参画推進出前講座 　啓発広報紙「交差点」の発行（年３回）	各種講座や研修等を通し、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会実現に向けた理解が図られる。
	継	庶務課	・職員の人権意識を高めるため、人権教育研修を開催した。 開催回数：１回 受講者数：236名 内容：職場における人権問題	特になし	・職員の人権意識を高めるために、人権教育の研修を行う。 　研修１回予定	職員の人権意識の高揚を図る。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	特になし	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市民の姿勢に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 　開催回数２回	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 　開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	福祉課	・ＤＶをはじめ、女性が抱える様々な悩みを、専門の女性相談員が聴き、共に解決への道を探した。 　電話相談399件　面接相談93件　計492件	専門の女性相談員が電話や面接により、女性の様々な悩みの相談を受けている。	・ＤＶをはじめ、女性が抱える様々な悩みを、専門の女性相談員が聴き、共に解決への道を探す。	
	継	人権センター	・人権センター生活相談員２名による各種相談 　相談件数28件	中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
	継	人権センター	・人権センターにおける、人権相談の実施 　相談件数１件	総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

２　女性の人権

（2）　教育・啓発の推進

・男女平等実現のための教育の推進

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業実績		令和７年度 事業計画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆幼児期からお互いの人権を尊重していくための、男女平等の視点に立った保育等を推進します。	継	保育課	・男女平等観に立ち、男児・女児が共に仲良く遊べるよう配慮し保育した。	保育において実施	・男女平等観に立ち、男児・女児が共に仲良く遊べるよう配慮し保育する。	男女平等観の醸成が図られる。
◆学校教育全体の教育活動を通じて、男女平等教育を推進します。	継	学校教育課	・児童、生徒名簿は男女混合の五十音順で作成した。	五十音順にすることで公平性を確保している。	・児童、生徒名簿は男女混合の五十音順で作成する。	業務効率の向上や公平性の確保が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
２　女性の人権
（2）　教育・啓発の推進
・生涯学習の推進

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績 実施内容	現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆各種学級講座等を開設し、市民の学習意欲と資質の向上を図り、男女平等意識の高揚に努めます。 ◆生涯学習、ボランティア、環境保護など様々な分野で活動している団体、グループ等の育成や交流に努めます。 ◆地域における生涯学習の推進と家庭教育事業を充実します。	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　488人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を計画していたが、大雪のため当日中止した。	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　２月22日 演題　「世界一幸せな国フィンランドから学ぶこと～フィンランドの事例からジェンダー平等や多様性を考える～」 講師　堀内都喜子 参加者　72人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月26日 演題「部落問題の本質とは」～近現代の歴史～ 講師　黒川みどり 参加者　413人（うち中野市204人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及び「広報なかの」・ホームページ掲載により意識啓発を図った。 「交差点」年３回発行 全戸配布	社会制度や慣行、しきたりなどによる性別役割分担意識は、依然根強く残っている。意識改革に向け、より効果的な啓発事業が必要。	・男女共同参画に関する啓発広報紙「交差点」の発行及び「広報なかの」・ホームページ掲載により意識啓発を図る。 「交差点」年３回発行　全戸配布予定	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会実現に向けた理解が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：立体切り絵教室、折り紙教室、料理教室等（延べ14回） 豊田：生け花教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ36回）） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　８回 豊田：いきいき健康体操教室　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等 豊田：立体切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。

	継	人権センター	・「人権センターまつり」を計画し、開催した。 　開催日　12月７日 　講演会「多文化共生・異文化理解の基礎～ベトナム編～」 　講師　グエンティフエ、小山直美 　参加者　36人
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　５回 ・学校人権教育研修視察　１回
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 　開催回数24回　参加人数2,575人
	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 人権擁護委員による人権紙芝居の実施（３園）
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、イオン中野店、信州中野駅前及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 　開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、市企業人権教育推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 　開催数46回　　参加者905人
	継	人権センター	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行した。 ・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付28区

	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	人権紙芝居は概ね３年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 　開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付。	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 　開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・人権啓発広報「心をひらく」を年２回発行する。 ・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 　74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
２　女性の人権
（３）　社会参画の推進

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績		令和７年度 事 業 計 画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆女性の声を市政に反映させるための広聴活動に努めます。 ◆政策や方針の形成過程に広範囲な意見や視点を反映させるため、審議会、委員会等への女性の登用に努めます。 ◆地域活動における責任ある地位への女性の積極的参画を働きかけます。	継	人権・男女共同参画課	・審議会、委員会等の女性登用状況を調査した。 　31.4％（令和６年４月１日現在） ・年度内に委員等の改選を予定している審議会等に、女性の登用の一層の促進を図った。	前年より女性登用率が低下したため、一層の促進を図る。	・審議会、委員会等の女性登用状況を調査する。 　令和７年度目標値　35％ ・年度内に委員等の改選を予定している審議会等に、女性の登用の一層の促進を図る。	女性委員が増加することにより、市の政策・方針決定に多用な意見を反映できる。
	継	農業振興課	・啓発活動や農村女性の地域活動への支援を通じ、農村女性の地位向上や社会参加の推進を図った。 ・中野市農村女性活動推進委員会 委員19人 ・北信州農村女性つどいへの参加 参加人数21人 ・長野県農村女性フェステイバルへの参加 参加人数0人		・啓発活動や農村女性の地域活動への支援を通じ、農村女性の地位向上や社会参加の推進を図る。 ・中野市農村女性活動推進委員会の開催 ・北信州農村女性つどいへの参加 ・長野県農村女性フェステイバルへの参加	
	継	消防課	地域の消防活動において、女性団員の登用を促進した。	女性団員 ・副分団長１名 ・部長１名 ・班長２名 ・全女性団員27名	・地域の消防活動・啓発活動を通じ、地域防災力向上を図るため、女性団員の更なる登用を促進する。	・地域での予防啓発等の活動の他、災害現場での救護活動や避難活動について、女性の特性をいかした活動が期待できる。
	継	公民館	・各種委員の委嘱において、女性委員の登用を促進した。 女性の委嘱者数２人（公民館運営審議会委員２人）	女性委員６人	・各種委員の委嘱における、女性委員の登用を促進する。	
	継	選挙管理委員会	・選挙において、各投票所の投票立会人等へ女性の登用を促進した。 ・衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査 　女性の選任者数　（期日前立会人等12人） ・中野市長選挙、中野市議会議員補欠選挙 　女性の選任者数　（期日前立会人等14人）	関係区長へ周知依頼をしているところだが、選任にあたっての内申は少ない。	・選挙において、各投票所の投票立会人等へ女性の登用を促進する。	社会参画の推進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

２　女性の人権

（4）　雇用・就労の促進

・労働についての啓発　・労働環境の整備

施　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	令和７年度 事 業 計 画 現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	令和７年度 事 業 計 画 期待される効果
◆男女平等な労働のあり方や、職場内での男女共同参画の意識をたかめるための啓発に努めます。 ◆新規学卒者や中途採用者のための雇用確保と、人材育成事業に努めます。 ◆雇用機会における男女平等の推進等、女性の働く条件労働力の向上を図るため啓発に努めます。 ◆家族経営協定の締結の促進等を図り、農村女性の地位向上や社会活動への参加、農業経営での女性農業者としての活動を推進します。 ◆女性の就業に必要な知識や技能の習得の促進に努めます。 ◆職業相談、就業あっせんにより雇用の安定確保に努めます。 ◆各種ハラスメントの発生等を防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努めます。	継	庶務課	・「職場におけるハラスメントに関する基本方針」に基づき、相談窓口を設置した。	ハラスメントの発生を防止するため、職員に情報提供を行う必要がある。	・ハラスメントの発生などを防止し、働きやすい環境が整備されるよう、啓発に努める。	働きやすい職場環境が整備され、職員の意欲や職場全体の能率向上につながる。
	継	商工観光課	・職業訓練法人中高職業訓練協会への業務委託により、女性のための就職支援セミナー＆パソコン講座を開講し、女性の就職を支援したとともに雇用促進を図った。 受講者７人		・職業訓練法人中高職業訓練協会への業務委託により、女性を対象とするキャリアコンサルティング及び在宅ワーカー養成講座を開講し、女性の就業を支援するとともに雇用促進を図る。	女性の就業率向上、雇用促進とともに市内企業の人材確保につながる。
	継	農業委員会	・北信農業農村支援センターと連携し、家族経営協定の締結を促進するため、女性農業者の活動推進を図った。	農家の高齢化、後継者不足	・北信農業改良普及センターと連携し、家族経営協定の締結を促進するため、女性農業者の活動推進を図る。	・役割を明確にし、女性の農業経営における位置づけを明確にする。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

２　女性の人権

（５）　健康福祉の増進

・母性保護と健康づくりの充実

施　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業　実 績 実施内容	現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	期待される効果
◆母性保護に関するセミナー等を開催し、意識の啓発を図るとともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めます。 ◆健康づくり事業の充実をし意識の高揚を図ります。 ◆スポーツ教室、講習会等を充実させ、スポーツ活動の援助と体育団体の育成に努めます。	継	健康づくり課	・各種母子保健事業を実施し、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図った。 健康をこどもにつなぐ事業 ～葉酸サプリメント給付事業～　18人 母子保健相談指導事業　1,231人 母子栄養健康づくり事業　育児教室110組 マタニティクラス 93人 もうすぐパパママ教室　22人 妊産婦乳児健康診査事業 （妊婦3,988回　乳児179人　産婦348回） 妊婦・産婦・新生児訪問指導事業 （妊産婦　177人　新生児　17人） 妊婦歯科健康診査事業　69人 なかの子育て応援アプリユーザー数783人	妊産婦や子育て世帯に対して、教室や保健指導、健診、アプリ等を通して正しい知識の普及啓発や気軽に相談できる体制づくりの充実が必要である。	・各種母子保健事業を実施し、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図る。 健康をこどもにつなぐ事業 ～葉酸サプリメント給付事業～　200人 母子保健相談指導事業　1,380人 母子栄養健康づくり事業　育児教室110組 マタニティママ＆パパクラス 120人 妊産婦乳児健康診査事業 （妊婦4,450回、乳児（1か月・10か月）460人、産婦400回） 妊婦・産婦・新生児訪問指導事業 （妊産婦　230人　新生児　20人）予定 妊婦歯科健康診査事業　100人 なかの子育て応援アプリユーザー数900人	妊産婦や子育て世帯が、正しい知識を得ることができ、不安や心配を気軽に相談できることで、妊娠期から子育て期まで安心して過ごすことができる。
	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査1,949人　胃がん検診1,311人 子宮がん検診2,791人　肺がん検診5,570人 乳がん検診2,083人　　大腸がん3,602人 歯周疾患検診460人 肝炎ウィルス検診522人 前立腺がん検診1,440人 集団健康教育177回4,676人 健康相談1,400人 健康まつり事業 延徳地区　117人 歩いて健康フェスタ　参加者　延べ190人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業33回548人 栄養改善事業 個別202人　集団84回2,389人 減塩運動普及事業649人 健康づくりポイント事業 特典交付者 アプリ300人 記録用紙　137人	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査2,060人　胃がん検診1,500人 子宮がん検診2,900人　肺がん検診5,700人 乳がん検診2,390人　大腸がん検診3,900人 歯周疾患検診718人 肝炎ウィルス検診500人 前立腺がん検診1,590人 集団健康教育170回5,000人 健康相談1,420人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業35回550人 栄養改善事業 個別330人　集団85回1,850人 減塩運動普及事業655人 健康づくりポイント事業 アプリ登録700人 歩いて健康フェスタ150人	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
２　女性の人権
（５）　健康福祉の増進
・子育て・介護機能の充実　　・生活の安定

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実施内容	実績 現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆乳幼児や児童の健全育成を支援するため、育児・保育等の子育て支援事業の充実に努めます。 ◆障害者総合支援法の施行に伴う、障がい児（者）福祉サービスの充実や介護保険サービスによる生活支援に努めます。 ◆母子・寡婦家庭のために、母子相談事業等の充実に努めます。 ◆女性が確実に年金を受けられるよう、年金制度の周知徹底を図り、年金受給権の確保の取り組みに努めます。	継	福祉課	・母子父子自立支援員による母子相談事業を実施し、母子父子寡婦家庭の自立促進を図った。 相談件数　759件	生活全般の相談と自立に向けた支援を、多岐にわたり行う必要がある。	・母子父子自立支援員による母子相談事業を実施し、母子父子寡婦家庭の自立促進を図る。	
	継	福祉課	・乳幼児等福祉医療費給付金事業を実施し、子どもの医療費負担を軽減し、福祉の向上を図った。 乳幼児等　5,397人	０歳から18歳までの子どもの医療費を無料化した。	・子ども福祉医療費給付金事業を実施し、子どもの医療費負担を軽減し、福祉の向上を図る。	
	継	福祉課	・児童扶養手当の支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を図った。 受給者数　258人	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けている。	・児童扶養手当の支給を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を図る。	
	継	福祉課	・心身障がい児母子通園訓練施設「いちご学園」の充実を図り、医師、理学療法士等による療育指導を行った。 令和６年度３組	新規利用希望者の減少	事業休止 ・利用者の就学、新規利用希望者減少に伴い、令和７年度は休止とする。	
	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。	特になし	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ,必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。	
	継	市民課	・国民年金制度の周知を行うとともに、年金相談等を行った。 ・市の広報による周知 毎月　11回／年 特集　１回／年 ・出張年金相談会 毎月　12回／年		・市の広報等を活用し、国民年金制度の周知を図るとともに、年金相談等を行う。	・年金の受給漏れを防ぐ
	継	農業委員会	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図った。 ・令和６年度加入実績（女性）　９人	農家の高齢化、後継者不足	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図る。	安全かつ効率的な運用

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

３　高齢者の人権

（1）　人権擁護の確立

施　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	期待される効果
◆高齢者やその家族が抱える心配ごとなどについて、安心して相談できる体制づくりに努めます。 ◆高齢者の個人情報保護に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じた情報の提供に努めます。 ◆成年後見制度や高齢者虐待は、地域包括支援センター高齢者支援課が窓口となり相談体制を充実します。	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	特になし	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市民の姿勢に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	福祉課	・各種相談事業を実施した。（社会福祉協議会へ委託）	相談窓口の開設と周知を継続する。	・各種相談事業を実施する。（社会福祉協議会へ委託）	
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 　開催回数２回	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 　開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	人権センター	・人権センター生活相談員２名による各種相談 　相談件数28件	中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
	継	人権センター	・人権センターにおける、人権相談の実施 　相談件数１件	総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実
	継	高齢者支援課	・個人情報については、個人情報保護法等に基づき適正に管理した。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供した。	特になし	・個人情報については、個人情報保護法等に基づき適正に管理する。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供する。	
	継	高齢者支援課	・地域包括支援センターの窓口で総合相談を実施した。 ・高齢者虐待防止等権利擁護相談、成年後見制度利用相談を実施した。 ・認知症カフェ運営補助　12ヶ所	相談件数の増加	・地域包括支援センターにおける総合相談事業の実施。 ・高齢者虐待防止等権利擁護相談、成年後見制度利用相談の実施。 ・認知症カフェ運営補助。	相談体制の充実

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

３　高齢者の人権

（２）　教育・啓発の推進

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績 実施内容	現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	期待される効果
◆高齢者は長年にわたり社会を支え、貢献してきた人々であることを踏まえ、高齢者を正しく理解し、認知症の理解を深め誰もが暮らしやすい地域づくりのため、学校・社会教育の場や家庭・地域を通じて人権啓発・教育に努めます。 ◆高齢者自身の人権意識の向上を図るとともに、能力開発と意識改革を図るため、高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会の提供に努めます。	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　488人	参加率の向上が課題	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を計画していたが、大雪のため当日中止した。	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　２月22日 演題　「世界一幸せな国フィンランドから学ぶこと～フィンランドの事例からジェンダー平等や多様性を考える～」 講師　堀内都喜子 参加者　72人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月26日 演題「部落問題の本質とは」～近現代の歴史～ 講師　黒川みどり 参加者　413人（うち中野市204人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数46回　　参加者905人	地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。
	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月7日 講演会「多文化共生・異文化理解の基礎～ベトナム編～」 講師　グエンティフエ、小山直美 参加者　36人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。

	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：立体切り絵教室、折り紙教室、料理教室等（延べ14回） 豊田：生け花教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ36回）） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　８回 豊田：いきいき健康体操教室　６回		各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等 豊田：立体切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　５回 ・学校人権教育研修視察　１回		学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。		人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数2,575人		ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	継	高齢者支援課	地域、各施設、学校等で認知症の正しい理解、対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催した。			地域、各施設、学校等で認知症の正しい理解、対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催する。	
	継	高齢者支援課	・地域、各施設、学校等で認知症の正しい理解、対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催した。 ・認知症講演会「ぼけますから、よろしくお願いします。」　参加者800人		サポーター数は増加しているが、今後も継続して講座を開催する。	・地域、各施設、学校等で認知症の正しい理解、対応について学ぶ認知症サポーター養成講座を開催する。 ・認知症の方への理解を深めるため認知症講演会を実施する。	認知症への理解を深め、当事者・支援者が住み慣れた地域で生活できる。
	継	高齢者支援課	・介護予防情報誌「粋」を発行した。 ２回		特になし	・介護予防情報誌「粋」の発行。	高齢者に関する情報提供環境の充実
	継	人権センター	・シニアクラブを対象にして人権教育研修を実施した。 老人クラブ　１クラブ　14人		高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習機会の提供	・シニアクラブを対象にして人権教育研修を実施する。	高齢者自身の人権意識の向上が図られる。
	継	公民館	・シニア大学等高齢者を対象に心身の健康維持を図る講座を開催した。 11回　参加者590人（中央） 10回　参加者233人（北部） ５回　参加者113人（西部） ３回　参加者 71人（豊田）		高齢者のニーズや意欲に配慮した講座の提供	・高齢者のニーズや意欲に配慮した生涯学習の機会を提供する。 11回　（中央） 10回　（北部） ５回　（西部） ３回　（豊田）	・生きがいを見つける。 ・自ら学び交流を深める。

3　高齢者の人権

（3）　雇用・就労の促進

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績	令和７年度 事業 計画		
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆高齢者の意欲や能力に応じた雇用の機会等、多様な就業機会の確保を図るため、事業主や国、県の関係機関等と連携して、必要な施策を総合的かつ効果的に促進します。	継	商工観光課	・高齢者も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催している職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担した。		・高齢者も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催する職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担する。	高齢者の雇用促進
◆高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図るため、シルバー人材センター等の関連機関と連携し必要な施策を促進します。	継	高齢者支援課	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をした。	安定的な事業運営の確保、地域ニーズ及び高齢者ニーズに対応した就業機会の確保と提供	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をする。	高齢者の生きがい就労の場の提供と人手不足等地域の諸課題の解決への貢献
◆高齢者の雇用を促進するため、中高年齢者雇用等促進事業を進めます。	継	商工観光課	・ハローワーク飯山と連携し、高齢者の雇用促進を図った。 就職者 48人		・ハローワーク飯山と連携し、高齢者の雇用促進を図る。	高齢者の雇用促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

３　高齢者の人権

（４）　健康福祉の増進

施　　　　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	 現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	 期待される効果
◆高齢者一人ひとりができる限り、生きがいのある生活を送れるよう社会活動、ボランティア活動、文化教養活動、スポーツレクリエーション活動等について支援します。 ◆豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に活かすシルバー人材センターを支援します。 ◆要援護高齢者とその介護支援体制を整え、当事者の意見を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。 ◆高齢者が安心して保健福祉サービスを受けられるための、支援体制の強化に努めます。 ◆高齢者の保健福祉に関わる人たちの人権教育に努めます。	継	高齢者支援課	・高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動、地域社会との交流を図るシニアクラブ活動に助成した。 ・高齢者センター、さんさん館でのレクリエーション活動を支援した。 ・70歳以上の高齢者にシルバーいきいき応援券を交付し社会参加の促進を図った。 ・みんなでなっちょ！体操出前講座の実施 グループ活動支援52回 ・各種一般介護予防教室を開催した。 ・介護支援専門員連絡会・研修会の開催 12回	教室や研修会の内容の充実	・高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション活動、地域社会との交流を図るシニアクラブ活動に助成する。 ・高齢者センターでのレクリエーション活動を支援する。 ・70歳以上の高齢者にシルバーいきいき応援券を交付し社会参加の促進を図る。 ・みんなでなっちょ！体操出前講座の実施 ・一般介護予防教室の開催 ・介護支援専門員研修会の実施	介護予防の促進 介護支援専門員のスキル向上
	継	高齢者支援課	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をした。	安定的な事業運営の確保、地域ニーズ及び高齢者ニーズに対応した就業機会の確保と提供	・高齢者の就業機会を確保し、社会参加の推進等を図っているシルバー人材センター事業に補助をする。	高齢者の生きがい就労の場の提供と人手不足等地域の諸課題の解決への貢献
	継	高齢者支援課	・「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた施策の展開、介護サービス基盤の整備、保険給付を行った。 ・介護サービス利用奨励給付金を支給し、低所得者の介護サービスの利用促進を行った。	今後も継続し、計画に基づいた施策の展開や保険給付を行う。	・「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた施策の展開、介護サービス基盤の整備、保険給付を行う。 ・介護サービス利用奨励給付金を支給し、低所得者の介護サービスの利用促進を行う。	
	継	高齢者支援課	・高齢者を対象とした、介護予防や食生活改善の各種講座を実施し、高齢者の健康増進と生活習慣病予防を図った。		・高齢者を対象とした、介護予防や食生活改善の各種講座を実施し、高齢者の健康増進と生活習慣病予防を図る。	
	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査1,949人　胃がん検診1,311人 子宮がん検診2,791人　肺がん検診5,570人 乳がん検診2,083人　大腸がん3,602人 歯周疾患検診460人 肝炎ウィルス検診522人 前立腺がん検診1,440人 集団健康教育177回4,676人 健康相談1,400人 健康まつり事業 延徳地区　117人 歩いて健康フェスタ　参加者　延べ190人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業33回548人 栄養改善事業 個別202人　集団84回2,389人 減塩運動普及事業649人 健康づくりポイント事業 特典交付者 アプリ300人 記録用紙　137人	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査2,060人　胃がん検診1,500人 子宮がん検診2,900人　肺がん検診5,700人 乳がん検診2,390人　大腸がん検診3,900人 歯周疾患検診718人 肝炎ウィルス検診500人 前立腺がん検診1,590人 集団健康教育170回5,000人 健康相談1,420人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業35回550人 栄養改善事業 個別330人　集団85回1,850人 減塩運動普及事業655人 健康づくりポイント事業 アプリ登録700人 歩いて健康フェスタ150人	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。

	継	高齢者支援課	・地区老人クラブごとに食生活改善及び介護保険に関する説明会を開催し合わせて保健福祉サービスの啓発活動を行った。 ・介護予防に対する啓発と具体的な知識や技術を普及するための保健指導を行った。 ・疾患・介護予防の観点から保健師等が家庭を訪問し相談、指導を行った。 ・独り暮らし高齢者、要介護等高齢者宅を訪問し必要な保健福祉サービスが受けられるよう調整を図った。
	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。
	継	農業委員会	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図った。
	継	庶務課	・認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するために、認知症サポーター養成講座を行った。 開催回数：１回 受講者数：20名

		・地区老人クラブごとに食生活改善及び介護保険に関する説明会を開催し合わせて保健福祉サービスの啓発活動を行う。 ・介護予防に対する啓発と具体的な知識や技術を普及するための保健指導を行う。 ・疾患・介護予防の観点から保健師等が家庭を訪問し相談、指導を行う。 ・独り暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護等高齢者宅を訪問し必要な保健福祉サービスが受けられるよう調整を図る。	
		・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。	
	農家の高齢化、後継者不足	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図る。	安全かつ効率的な運用
	特になし	・認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するために、認知症サポーター養成講座を行う。 研修１回予定	職員の人権意識の高揚を図る。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
３　高齢者の人権
（５）　生活環境の改善

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績 実施内容	令和６年度 事業 実績 現状と課題	令和７年度 事業 計画 計画内容	令和７年度 事業 計画 期待される効果
◆高齢者の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、適切な施設となるよう周知徹底を促します。 ◆交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、高齢者が安全にかつ安心して外出したり、移動できるような交通体制の形成を促します。 ◆高齢者等すべての人が安心して行動できる「やさしい地域づくり」により、歩道や建物等ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進するとともに、関係機関に整備を促します。	継	都市建設課	・だれにもやさしい歩道づくりを推進した。 やさしい歩道づくり整備事業 市道南宮線２号	やさしい歩道づくり整備事業を実施した。	・だれにもやさしい歩道づくりを推進する。 やさしい歩道づくり整備事業 市道南宮線１号・２号	
	継	都市建設課	・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕を行った。 都市公園修繕７件		・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕等を行う。	
	継	都市建設課	・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行した。 第16条第１項に基づく届出件数０件		・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行する。	

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
４　障がいのある人の人権
（１）　人権擁護の確立

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事業実績		令和７年度 事業計画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆社会のあらゆる場面において、障がいをもつ人が正しく理解され、また、人権が守られるよう、人権擁護に関する啓発行事や啓発活動に努めます。 ◆補装具の給付による障がいの軽減及び日常生活用具の給付による生活の利便の向上を図り、社会的不利益の解消に努めます。 ◆個人情報の保護に努めるとともに、障がいのある人、一人ひとりに必要な情報提供に努めます。 ◆障がいのある人に対する生活相談と支援体制の充実に努めます。 ◆国の年金制度を基本とする所得保障の充実を求めるとともに、各種手当てなどの充実を図り、経済的自立を支援します。	継	福祉課	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を行った。 補装具費給付93件 日常生活用具給付897件	継続して実施する	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を必要に応じ行う。	障がいの軽減や、日常生活の利便性の向上、社会参加の促進
	継	福祉課	・個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき管理した。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供した。	継続して実施する	・個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき管理する。 ・相談等のあった市民に対し、希望に添った情報や必要と思われるサービスの情報を提供する。	個人情報の適切な管理により、安心して相談ができる。 必要なサービス導入により、希望する生活が実現できる。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	特になし	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市民の姿勢に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	福祉課	・障がい者への各種相談に応じるとともに、各種施策を実施し支援した。 委託相談件数　延べ961件	相談があった際には、各種サービスの情報提供や利用に向けて調整を行った。	・障がい者への各種相談に応じるとともに、各種施策を実施し支援する。	障がいの軽減や、日常生活の利便性の向上、社会参加の促進
	継	福祉課	・各種障がい者施策を実施し、障がい者の自立援助を図った。 訓練等給付　330人	サービスの利用の際には、サービス量が過不足ないよう支給決定をしていく必要がある。	・各種障がい者施策を実施し、障がい者の自立援助を図る。	暮らし、仕事の自立（経済的自立）・社会参加や生活の充実
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 開催回数２回	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 開催回数２回予定	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	人権センター	・人権センター生活相談員２名による各種相談 相談件数28件	中野地域及び豊田地域に相談員を設置。	・人権センター生活相談員２名による各種相談	相談体制の充実
	継	人権センター	・人権センターにおける、人権相談の実施 相談件数１件	総合的な相談体制の充実及び相談体制の活性化	・人権センターにおける人権相談の実施	相談体制の充実
	継	市民課	・国民年金制度の周知を行うとともに、年金相談等を行った。 ・市の広報による周知 毎月　11回／年 特集　１回／年 ・出張年金相談会 毎月　12回／年		・市の広報等を活用し、国民年金制度の周知を図るとともに、年金相談等を行う。	・病気やけがで働くことが困難な場合、障害年金を請求することで金銭的な援助が受けられる。
	継	農業委員会	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図った。	農家の高齢化、後継者不足	・市農業者年金推進協議会の研修会等で農業者年金への理解を深め、将来的な生活安定のため加入促進を図る。	安全かつ効率的な運用

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
４　障がいのある人の人権
（２）　教育・啓発の推進
・市民に対する教育・啓発

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績		令和７年度 事業計画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆地域福祉ネットワークづくりを活発にし､ボランティア団体の育成に努めるとともに、市民集会等のイベントの開催、啓発資料の配布等により人権擁護思想の高揚に努めます。	継	福祉課	・ボランティア団体の育成を図った。 ・小地域ネットワークづくりを推進した。 （社会福祉協議会へ委託）	まるっとなかのフェスの開催など、人権意識高揚のため多様な人々との出会いを提供	・ボランティア団体の育成を図る。 ・小地域ネットワークづくりを推進する。 （社会福祉協議会へ委託）	まるっとなかのフェスの開催など、多様な人々と関わることで、人権意識の高揚が図られる。
◆障がいのある人との交流活動を推進し、共生の大切さと障がいのある人に対する正しい理解を深めるよう努めます。	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を計画していたが、大雪のため当日中止した。	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　２月22日 演題　「世界一幸せな国フィンランドから学ぶこと～フィンランドの事例からジェンダー平等や多様性を考える～」 講師　堀内都喜子 参加者　72人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月26日 演題「部落問題の本質とは」～近現代の歴史～ 講師　黒川みどり 参加者　413人（うち中野市204人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。	人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、市企業人権教育推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。	差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。

	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数46回　　参加者905人		地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付 28区		地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布		企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。
	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月７日 講演会「多文化共生・異文化理解の基礎～ベトナム編～」 講師　グエンティフエ、小山直美 参加者　36人		人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：立体切り絵教室、折り紙教室、料理教室等（延べ14回） 豊田：生け花教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ36回）） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　８回 豊田：いきいき健康体操教室　６回		各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等 豊田：立体切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	福祉課	・ふれあい講座を開催した。		健康増進と生きがいづくりの推進が図ったが、交流や仲間づくりなど課題はある。	・ふれあい講座を開催する。	障がい者の自立生活の支援や健康増進と生きがいづくりの推進を図る。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
４　障がいのある人の人権
（２）　教育・啓発の推進
　・学校等における人権教育

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績		令和７年度 事 業 計 画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆学校教育や保育所等のなかでの人権教育の充実等により、障がいのある人への理解を深めます。 ◆社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 ・人権擁護委員による人権紙芝居を実施した。（３園）	人権紙芝居は概ね３年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 　10回　488人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　５回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 　開催回数24回　参加人数2,575人	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	継	学校教育課	・総合的な学習の時間を利用し、人権福祉活動として福祉施設等と交流を行った。	障がい者に対する正しい理解を深めるため実施した。	・総合的な学習の時間を利用し、人権福祉活動として福祉施設等と交流を行う。	障がい者に対する正しい理解を深め、豊かな人間性を育むことができる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
４　障がいのある人の人権
（３）　社会参画の推進

施　　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	期待される効果
◆社会参加を容易にするために、公共施設のバリアフリー化、福祉タクシーの充実や市内公共バスなどの改善を要請し利用促進に努めます。 ◆障がいのない人に対しての啓発活動により、障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、ボランティア団体の育成により、障がいのある人の社会参加を支援します。 ◆補装具や日常生活用具の給付その他障がい者施策により、障がいの軽減や日常生活の利便を向上させ、社会参加を支援します。 ◆福祉ふれあいセンターの「ふれあい講座」の利用促進を図るとともに､各種イベントに障がいをもつ人が気軽に参加できるよう努めます。	継	福祉課	・社会福祉施設通所者送迎タクシーの運行を民間会社に委託した。	利用者数の減少	・社会福祉施設通所者送迎タクシーの運行を民間会社に委託する。	社会参加の促進
	継	福祉課	・ボランティア団体の育成を図った。 ・小地域ネットワークづくりを推進した。 （社会福祉協議会へ委託）	継続して実施する	・ボランティア団体の育成を図る。 ・小地域ネットワークづくりを推進する。 （社会福祉協議会へ委託）	
	継	福祉課	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を行った。 補装具費給付93件 日常生活用具給付897件	継続して実施する	・補装具費の支給、日常生活用具の給付を必要に応じ行う。	障がいの軽減や、日常生活の利便性の向上、社会参加の促進
	継	福祉課	・福祉の各種イベントを通じ、ノーマライゼーションの理念の浸透を図った。 ・ふれあい講座を開催した。	周知・啓発を含め、継続して実施する	・福祉の各種イベントを通じ、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る。 ・ふれあい講座を開催する。	障がいに対する正しい理解の促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
４　障がいのある人の人権
（4）　雇用・就労の促進

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業実績 実施内容	令和６年度 事業実績 現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	令和７年度 事業計画 期待される効果
◆職業安定所等との連携により、障がいのある人の働く場の拡大に努めます。 ◆障がいのある人の法定雇用率未達成の企業に対し、奨励援護制度の周知を図り、雇用の拡大に努めます。 ◆一般企業での就労が困難な障がいのある人が、働くことのできる福祉的就労の場の確保に努めます。 ◆障がい者の雇用を促進するため、中高年齢者等雇用促進事業を進めます。	継	福祉課	・特別支援学校及び職業安定所等と連携し、学校卒業後の就職などの進路相談に努めた。	卒業後の進路として、適切な情報提供、サービスの利用につなげた	・特別支援学校及び職業安定所等と連携し、学校卒業後の就職などの進路相談に努める。（支援センター、就業・生活支援センターとの連携）	学校や家庭から職場へ切れ目のない支援で障がい者の就業や定着が図られる。
	継	商工観光課	・パソコン操作に係る職業訓練を職業訓練法人中高職業訓練協会への委託により実施した。 ３コース実施		・パソコン操作に係る職業訓練を職業訓練法人中高職業訓練協会への委託により実施する。	障がい者の雇用促進
	継	福祉課	・心身障がい者共同作業訓練施設「竹馬」、中野市社会就労センターなど、障がい者の働く場の確保に努めた。	個々の障がい特性に合わせた活動・作業を行っている	・心身障害者共同作業訓練施設「竹馬」、中野市社会就労センターなど、障がい者の働く場の確保に努める。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進
	継	商工観光課	・ハローワーク飯山と連携し、中高年齢者等雇用促進奨励金の周知等を通じて障がい者の雇用促進に努めた。		・ハローワーク飯山と連携し、中高年齢者等雇用促進奨励金の周知等を通じて障がい者の雇用促進を図る。	障がい者の雇用促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
4　障がいのある人の人権
（5）　健康福祉の増進

施　策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績		令和７年度 事業計画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆各種健康診査や健康教育等を充実し、障がいの発生予防と健康づくり思想の高揚を図るとともに、適切なリハビリテーションにより、障がいの軽減に努めます。 ◆福祉諸施策の充実により、障がいのある人の自立と社会参加を図るとともに、介護者支援に努めます。 ◆保健、医療、福祉の連携体制を充実し、障がいのある人への適切な支援に努めます。	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査1,949人　胃がん検診1,311人 子宮がん検診2,791人　肺がん検診5,570人 乳がん検診2,083人　大腸がん3,602人 歯周疾患検診460人 肝炎ウィルス検診522人 前立腺がん検診1,440人 集団健康教育177回4,676人 健康相談1,400人 健康まつり事業 延徳地区　117人 歩いて健康フェスタ　参加者　延べ190人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業33回548人 栄養改善事業 個別202人　集団84回2,389人 減塩運動普及事業649人 健康づくりポイント事業 特典交付者 アプリ300人 記録用紙　137人	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査2,060人　胃がん検診1,500人 子宮がん検診2,900人　肺がん検診5,700人 乳がん検診2,390人　大腸がん検診3,900人 歯周疾患検診718人 肝炎ウィルス検診500人 前立腺がん検診1,590人 集団健康教育170回5,000人 健康相談1,420人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業35回550人 栄養改善事業 個別330人　集団85回1,850人 減塩運動普及事業655人 健康づくりポイント事業 アプリ登録700人 歩いて健康フェスタ150人	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。
	継	健康づくり課	・精神障がいへの理解を図り個別の相談に応じる各種事業を実施した。 心の健康相談事業９回15人	精神障がい、心の病気についての理解や相談窓口への周知啓発が必要である。	・心の健康相談事業、心の健康講演会などの事業を通して精神障がいへの理解を図り個別の相談に応じる場とする。 心の健康相談事業12回24人	精神障がい及び心の病気に関する理解促進
	継	福祉課	・障がい者福祉諸施策の実施により、障がいを持つ人の自立と社会参加の促進及び介護者支援の充実を図った。 障がい児・者在宅福祉事業 介護用品給付事業延べ利用件数　446件	・医療的ケアのある障がい児・者の福祉資源の確保が課題 ・医療的ケアのある障がい児の通学・社会参加が課題	・障がい者福祉諸施策の実施により、障がいを持つ人の自立と社会参加の促進及び介護者支援の充実を図る。	誰もが勉強したり、仕事したり、社会参加できる地域づくり
	継	福祉課	・個別ケースの支援会議への参加により他機関と連携することで、障がい者への支援を図った。	各種会議を通して障がい者の状況を共有し、連携を図っていく	・個別ケースの支援会議への参加により他機関と連携することで、障がい者への支援を図る。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進

	継	福祉課	・補装具費の支給、日常生活用具の給付、通院費助成事業等を実施し、社会参加の促進を図った。 補装具費給付93件 日常生活用具給付897件 通院費等助成事業95人
	継	高齢者支援課	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図った。 委託相談実人数　352人
	継	福祉課	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図った。 委託相談件数　延べ961件

	継続して実施する	・補装具費の支給、日常生活用具の給付、通院費助成事業等を実施し、社会参加の促進を図る。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進
	関係機関との連携を図り、過不足ない支援を行う必要がある	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図る。 委託相談実人数　360人	
	関係機関との連携を図り、過不足ない支援を行う必要がある	・各種相談業務を行い、関係機関と連携を図りながら障がいをもつ人の適切な支援を図る。	障がい者の自立した日常生活、社会活動への参加促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

４　障がいのある人の人権

（６）　生活環境の改善

施　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績		令和７年度 事 業 計 画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆障がいのある人が安心して生活できる地域社会にするため、外出の阻害要因となっている道路の適切な歩車道の整備や盲人用誘導ブロックの整備に努めるとともに、国道や県道についても、関係機関に整備を促します。 ◆身体障がい者住宅改修事業等の実施により、住環境の改善や様々な生活環境の改善に努めます。 ◆障がいのある人の生活の利便性を確保するため、市の公共施設の整備や改修に努めるとともに、民間の特定施設に対しては「県福祉のまちづくり条例」に基づき、趣旨を周知徹底し、駐車場やスロープの確保等、適切な施設となるよう指導、ＰＲに努めます。 ◆交通機関や交通関係施設の改善については、関係機関等に理解を求めるとともに、福祉タクシーの充実や重度身体障がい者等に対しタクシー助成券の交付等を行い、社会参加を支援します。	継	都市建設課	・だれにもやさしい歩道づくりを推進した。 やさしい歩道づくり整備事業 市道南宮線２号	やさしい歩道づくり整備事業を実施した。	・だれもにもやさしい歩道づくりを推進する。 やさしい歩道づくり整備事業 市道南宮線1号・２号	
	継	都市建設課	・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕を行った。 都市公園修繕７件		・都市公園の安全性の確保等のために、老朽化した公園施設の修繕等を行う。	
	継	都市建設課	・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行した。 第16条第１項に基づく届出件数０件		・長野県福祉のまちづくり条例に基づき事務を執行する。	

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

５　子どもの人権

（1）　人権擁護の確立

施策	新・継	所管課	令和６年度 事業実績 実施内容	令和７年度 事業計画 現状と課題	令和７年度 事業計画 計画内容	令和７年度 事業計画 期待される効果
◆児童（子ども）の権利条約の理念と精神に学び、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心が豊かに育まれる地域社会の構築をめざすとともに人権啓発と教育に努めます。 ◆子どもに関する人権問題については、子どもの立場で、市民一人ひとりが家庭や子育てに関心をもてるように、行政、家庭、学校、行政、地域社会が一体となった取組みに努めます。 ◆子どもの人権感覚を育むために、体験的な学習を通して「思いやる心」の醸成ができるように努めます。	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	特になし	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市民の姿勢に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	子ども相談室	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応した。（面接　電話） ・個別相談を行った。 ・中野市子どもサポート連絡協議会を開催した。 ・虐待防止の啓発を行った。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行った。	児童虐待等の対応に対し、更なる関係機関同士の連携が重要となっている。	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応する。（面接　電話） ・個別相談を行う。 ・中野市子どもサポート連絡協議会を開催する。 ・虐待防止の啓発を行う。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行う。	中野市子どもサポート連絡協議会を定期的に開催することで、児童虐待に関する関係機関のより一層の連携強化が図られる。
	継	保育課	・日々の保育の中で、異年齢児との関わりをとおして思いやりの気持ちを育んだ。	保育において実施	・日々の保育の中で、異年齢児との関わりをとおして思いやりの気持ちを育む。	体験学習による思いやりの醸成が図られる。
	継	学校教育課	・「思いやる心」を育む教育の推進に取り組んだ。 全小学校	豊かな人間性、多様性を尊重しあえる児童育成のため実施した。	・「思いやる心」を育む教育の推進に取り組む。 全小学校予定	豊かな人間性、多様性を尊重しあえる児童育成。
	新	学校教育課	・CAP(子どもへの暴力防止）プログラムの実施 全小学校１・２年生及びその保護者 全小学校教職員	学校、家庭、地域、行政が一体となって、児童（子ども）の人権を守る環境づくりのため実施した。	・CAP(子どもへの暴力防止）プログラムの実施 全小学校１年生・全中学校１年生または２年生及びその保護者 全小中学校教職員	・児童（子ども）の安心・安全の確保 ・学校、家庭、地域、行政が一体となって、児童（子ども）の人権を守る環境づくり

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

５　子どもの人権

（２）　教育・啓発の推進

・家庭　・学校等　・地域

施　　策	新・継	所管課	令和６年度 事業 実績		令和７年度 事業計画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆子ども相談室では、子どもに関する相談や子どもの権利を守るために各種の相談事業の充実を図ります。また、専用携帯電話「子ども電話相談3191」を設置し、子どもに関するあらゆる緊急時や時間外等の相談に応じます。 ◆「子育て支援講座」の開設や「家庭のしつけテキスト」など資料の活用を図りながら、地域に根ざした人権教育・啓発に努めます。 ◆子どもが学校で学んだ人権尊重の精神を伸ばすためには､家庭における大人の考え方や態度が大きな影響を与えます。このことから、ＰＴＡ、老人クラブ、地域などを対象とした人権教育研修会を推進し、地域社会のなかに人権尊重の精神の醸成に努めます。 ◆人間性豊かな児童の育成をめざす教育を進めるため「児童(子ども)の権利に関する条約」の趣旨･内容を教職員等に対し周知徹底し、その意識向上を図るとともに、保護者に対しても啓発に努めます。 ◆様々な世代の人たちとのふれあいや交流、地域との連携を大切にしつつ、豊かな自然を生かした体験学習等の推進に努め、子どもが社会性を身につけ、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう人権感覚の醸成に努めます。	継	子ども相談室	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応した。（面接　電話） ・個別相談を行った。 ・虐待防止の啓発を行った。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行った。	個々の相談や啓発活動を通して、人権に対する意識を広めている。	・乳幼児から18歳になる年度末までの児童に関する悩みや相談に対応する。（面接　電話） ・個別相談を行う。 ・虐待防止の啓発を行う。 ・ヤングケアラー相談窓口の周知を行う。	個々の相談や啓発活動を通して、人権に対する意識を広められる。
	継	子育て課	・子育て支援センター及び子育て支援拠点施設において、子育て中の保護者に対し各種講座を開催するとともに子育て相談に応じた。 助産師講座 ３回開催 救急救命講座 ３回開催 子育て相談 各施設で随時実施	各施設において定期的に開催している。	・子育て支援センター及び子育て支援拠点施設において、子育て中の保護者に対し各種講座を開催するとともに子育てに関する相談に応じる。	子育て中の保護者に対する意識の啓発及び個々の相談に応じることで子どもの人権擁護が図られる。
	継	公民館	・子育て講座、教室の充実を図った。 家庭教育学級　８回（中央） 14回（西部） ・子ども育成講座　６回（中央） ３回（西部）	子育て、子ども支援について学び合いコミュニケーションをとれる場を提供。	・子育て講座、教室の充実を図る。 家庭教育学級開催する。（中央）（西部） ・子ども育成講座を開催する。（中央）（西部）	子育てしやす社会づくりの推進 育児中の親同士の情報交換の場の提供
	継	保育課 人権センター	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会等を通じた保護者の教育、啓発を実施した。 10回　488人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を計画していたが、大雪のため当日中止した。	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　２月22日 演題　「世界一幸せな国フィンランドから学ぶこと～フィンランドの事例からジェンダー平等や多様性を考える～」 講師　堀内都喜子 参加者　72人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携して「人権の花運動」を実施した。 ４小学校	人権尊重思想を育み、情操をより豊かなものにする。	中高管内輪番開催（次回は令和８年度）	児童が協力、感謝することの大切さ、生命の尊さを実感する中で人権尊重思想が育まれる。

◆カウンセリングなどの生徒指導研修や教職員人権教育の推進により、教職員の力量を高めるとともに、家庭や地域との連携を深めるなど、いじめの根絶に努めます。 ◆「中間教室」や「心の教室」を設置し、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」の配置を行い、不登校児童生徒及び保護者への支援に努めます。 ◆保健、福祉、防犯、教育等各分野の連携による子どもサポート連絡協議会では、虐待をはじめとする要保護児童及び問題を抱える児童等の適切な保護及び支援を行うため、情報交換や支援内容の協議を行い、関係機関と連携し問題解決に努めます。 ◆学校等の教職員における関係者に対し、子どもへの体罰を絶対にしないなど、人権意識の醸成に努めます。 ◆子どもが健やかに成長できる社会環境をつくるために、家庭・学校・地域社会が連携し、青少年健全育成会連絡協議会など関係団体の協力を得ながら、各地区育成会が運営するスポーツクラブなど児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めます。 ◆子どもの利用が想定される公園や図書館等の公共施設については、子どもの意見が反映できるように努めます。	継	人権・男女共同参画課	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月26日 演題「部落問題の本質とは」～近現代の歴史～ 講師　黒川みどり 参加者　413人（うち中野市204人）		中高地区４市町村の協力により開催している。	・人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回		人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、市企業人権教育推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付		差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数46回　　参加者905人		地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付　28区		地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布		企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。
	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月7日 講演会「多文化共生・異文化理解の基礎～ベトナム編～」 講師　グエンティフエ、小山直美 参加者　36人		人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：立体切り絵教室、折り紙教室、料理教室等（延べ14回） 豊田：生け花教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ36回）） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　８回 豊田：いきいき健康体操教室　６回		各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等 豊田：立体切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。

	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 開催回数24回　参加人数2,575人
	継	子育て課	・放課後児童健全育成事業の実施施設において、子どもの権利条約を掲示した。
	継	子育て課	・子ども地域活動促進事業を推進し、補助を行った。 事業実施団体数66団体
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。
	継	学校教育課	・県からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが配置され、児童、生徒、保護者を支援した。 ・教育支援員を配置し、児童、生徒、保護者を支援した。
	継	学校教育課	・市子どもサポート連絡協議会に参加をして、情報交換や連携を図った。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　５回 ・学校人権教育研修視察　１回

	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	掲示により人権意識の啓発を行う。	・放課後児童健全育成事業の実施施設において、子どもの権利条約を掲示する。	掲示により人権意識の醸成が図られる。
	将来にわたり地域で子どもを育てる環境づくりを推進している。	・子ども地域活動促進事業の補助を行う。	青少年の健全育成事業の実施により、子ども達に人権意識が備わる。
	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	心のケア、社会的スキルの向上のため支援している。	・県にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置要望をし、児童、生徒、保護者を支援する。 ・教育支援員を配置し、児童、生徒、保護者を支援する。	安心して学びやすい環境、コミュニケーション能力の向上が図られる。
	子どもたちの健全な育成の支援、様々な問題に対処するための連携を強化するために参加した。	・市子どもサポート連絡協議会に参加をして、情報交換や連携を図る。	連携により、迅速で適切な支援が図られる。
	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　２回 ・学校人権教育合同研修会　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。

	継	子育て課	・育成会活動、子どもの地域活動を通じて、家庭、学校、行政、地域社会が一体となり子育て環境整備に取り組んだ。 ・小学生リーダー研修会を実施した。 　小学５年生を対象に全３回　88人参加
	継	子育て課	・育成会、少年育成委員会の活動を通じて、児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努めた。 　啓発活動　73回
	継	子育て課	・北信総合病院の助産師を講師に招き、中学生を対象とした子育て理解講座を開催した。 　開催講座数12回
	継	子育て課	・青少年の健全育成のため、放課後子ども教室推進事業を行った。 　ぽっぷ教室　７小学校　114回

	リーダーの養成を主眼とし子ども会等集団活動の促進を図っている。	・育成会活動、子どもの地域活動を通じて、家庭、学校、行政、地域社会が一体となり子育て環境整備に取り組む。 ・小学生リーダー研修会等、青少年健全育成事業を実施する。	青少年の健全育成事業の実施により、子ども達に人権意識が備わる。
	問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を図っている。	・育成会、少年育成委員会の活動を通じて、児童生徒の地域活動の推進と有害環境浄化に努める。	問題少年の早期発見と早期補導活動によって、その健全な育成を図る。
	相手を大切に思う心情や将来の生き方を学んでいる。	・中学生を対象とした子育て理解講座を開催する。	中学生が自分の体の成長やこれからの生き方について学ぶことができる。
	児童が放課後の時間を有意義に過ごす場を提供している。	・青少年の健全育成のため、放課後子ども教室推進事業を７小学校で行う。	大人のスタッフや・異学年とのかかわりを通して豊かな情操を育むことができる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
6　外国人の人権
（1）　人権擁護の確立

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績		令和７年度 事 業 計 画	
			実施内容	現状と課題	計画内容	期待される効果
◆外国人の人権擁護の確立に向けて、国籍や人種の違いを超えて交流を深めるとともに、歴史や多様な文化の理解等、国際理解の普及に努めます。 ◆外国人の権利を守るため個人情報を保護し、福祉や生活の向上に努めます。 ◆人権擁護委員、民生委員など相談員の存在を周知します。 ◆関係機関の協力を得ながら、外国人のための相談事業を充実します。	継	人権センター	・在住外国人の人権問題の相談窓口を開設した。 　相談件数　０件	国際理解のための機会を提供している。	・在住外国人の相談窓口を開設するとともに交流事業も実施する。 　相談事業	交流活動を通じ、国際理解の普及が図られる。
	継	庶務課	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図った。	特になし	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図る。	左記のとおり
	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員による人権相談を行った。 　開催回数２回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。	相談窓口の開設と周知を継続する。	・人権擁護委員による人権相談を行う。 　開催回数２回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	相談機関としての人権擁護委員を周知し活用が図られる。
	継	庶務課	・行政相談において、人権関係の相談を行うこととしていたが、人権関係の相談はなかった。 ・市民の市政に対する提案・要望の把握を行った。	特になし	・行政相談において、人権関係の相談を行う。 ・市民の姿勢に対する提案・要望の把握を行う。	人権の総合的な相談体制の充実が図られる。
	継	市民課	・パンフレットにより国民年金制度の周知を図るとともに､住居地届出の際に加入、適用相談を行った。 ・市の広報による周知 　毎月　11回／年 　特集　１回／年 ・出張年金相談会 　毎月　12回／年		・パンフレットにより国民年金制度の周知を図るとともに､住居地届出の際に加入、適用相談を行う。	・日本国内への転入手続きに合せて国民年金に加入することで将来の年金受給資格が得られる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
6　外国人の人権
（2）　教育・啓発の推進　　　（3）社会参画の推進

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	令和７年度 事 業 計 画 現状と課題	計画内容	期待される効果
◆日常生活をより住み良くするため、各種情報資料の提供等に努めます。 ◆市民や市内就業者を海外研修について助成し、国際的な視野をもった人材の育成に努めます。 ◆日常生活を支援するため、日本語教室等の学習機会を充実します。 ◆関係機関と連携し、公共施設等への案内板や地図等の設置に努めます。 ◆市役所の窓口においては、外国語表記等による案内を充実します。 ◆交流を深めたり、情報交換の場として、公共施設の利用促進に努めます。 ◆学校においては、外国の異文化や生活習慣の理解を深める教育を行うとともに、外国人との交流を深め、互いに尊重し合えるよう育成に努めます。 ◆国際交流事業の充実と、市民の意識高揚を図り、相互理解を深めます。 ◆外国人が地域の生活に溶け込めるよう、参加しやすい集会や懇談会等の開催に努めます。 ◆地域社会における団体活動への参加を促し、外国人の意見や要望が反映できる社会の実現に努めます。	継	保育課 人権・男女共同参画課	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組んだ。 ・人権紙芝居を実施した。　（３園）	人権紙芝居は概ね3年サイクルで市内幼・保育園を一巡。	・日常の保育の中で、友達との関わりの中から、人を思いやる心や優しい心を育めるように取り組む。 ・人権擁護委員による人権紙芝居の実施	人権紙芝居を通じ、子どもたちの人権感覚育成が図られる。
	継	保育課 人権センター	・人権教育講座等を通じて教育、啓発を図る計画をした。 　10回　488人	保護者を対象とした講座の開催	・保育・幼稚園保護者人権教育研修会の開催	人権教育研修会等を通じて人権意識の啓発が図られる。
	継	人権センター	・市内企業内研修に講師、教材等を提供した。 ・広報紙等の配布を行った。 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修における効果的な人権教育	・市内企業内研修に講師、教材等を提供 ・広報紙等の配布 ・人権啓発広報「心をひらく」年２回配布	企業内研修を通じて人権教育の充実が図られる。
	継	学校教育課	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行った。 ・合同会議　　　　　　　　２回 ・学校人権教育合同研修会　　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　５回 ・学校人権教育研修視察　　　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境を整えるため実施した。	・学校人権教育担当者会と学校人権教育部会の合同による人権教育を行う。 ・合同会議　　　　　　　　２回 ・学校人権教育合同研修会　　１回 ・「あけぼの」の配付 ・ブロック別人権教育研究会　４回 ・学校人権教育研修視察　　　１回	学校内の人権意識の向上や、安心して学べる環境の整備が図られる。
	継	学校教育課	・人権に関する作文（詩・標語）とポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行った。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるため実施した。	・人権に関する作文（詩）・標語・ポスターの募集を小・中学生及び高校生を対象に行う。	人権について理解を深め、豊かな人権感覚の育成が図られる。
	継	学校教育課	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をした。 　開催回数24回　参加人数2,575人	ＰＴＡの人権意識の向上のため実施した。	・ＰＴＡ人権教育懇談会・講演会を開催し、家庭や地域での人権教育の支援をする。	ＰＴＡの人権意識の向上が図られる。
	継	人権センター	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金交付28区	地域での人権教育活動の推進を図ることを目的としている。	・区あらゆる差別をなくす推進協議会へ補助金を交付する。 　74区に交付予定	地域での人権教育活動の推進が図られる。

	継	人権センター	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催した。 開催日　12月7日 講演会「多文化共生・異文化理解の基礎～ベトナム編～」 講師　グエンティフエ、小山直美 参加者　36人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・人権センター運営委員会と連携を図り「人権センターまつり」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権センター	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図った。 中野：立体切り絵教室、折り紙教室、料理教室等（延べ14回） 豊田：生け花教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等（延べ36回）） ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催した。 中野：いきいき健康体操教室　８回 豊田：いきいき健康体操教室　６回	各種活動を通じた市民相互の交流が図られている。	・地域社会に密着した活動を行い、地域住民の交流を図る。 中野：クラフトテープで作るバッグ教室、折り紙教室等 豊田：立体切り絵教室、絵手紙教室、折り紙教室、料理教室等 ・生活向上を図るため、保健福祉等の教室を開催する。 中野：いきいき健康体操教室 豊田：椅子ヨガ＆血流アップ体操	各種活動を通じた市民相互の交流が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・「差別をなくす市民集会」を計画していたが、大雪のため当日中止した。	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす市民集会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会・市企業人権教育推進協議会と連携を図り、「差別をなくす講演会」を開催した。 開催日　２月22日 演題　「世界一幸せな国フィンランドから学ぶこと～フィンランドの事例からジェンダー平等や多様性を考える～」 講師　堀内都喜子 参加者　72人	人権意識高揚のための各種生涯学習の機会を提供	・市あらゆる差別をなくす推進協議会と連携を図り「差別をなくす講演会」を開催する。	各種生涯学習の機会を捉え、人権意識の高揚が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力した。 開催日　８月26日 演題「部落問題の本質とは」～近現代の歴史～ 講師　黒川みどり 参加者　413人（うち中野市204人）	中高地区４市町村の協力により開催している。	・差別撤廃の関係法律の整備、人権のまちづくりを目指して「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」の開催に協力する。	大会開催を通じ、差別のない明るい地域づくりが図られる。

	継	人権・男女共同参画課	・人権擁護委員と連携し、信州中野駅前、イオン中野店及び中野ションションまつりにおいて啓発活動を行った。 開催数３回 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行った。		人権週間において街頭啓発を実施している。	・人権擁護委員と連携し、街頭啓発活動を行う。 開催数３回予定 ・人権擁護委員の紹介を市のホームページ等で行う。	人権問題についての啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、市企業人権教育推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付した。		差別解消及び人権擁護に対して活動する団体への活動支援	・市あらゆる差別をなくす推進協議会、飯山人権擁護委員協議会へ補助金を交付。	差別解消及び人権擁護に対して活動が図られる。
	継	人権センター	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)を開催 開催数46回　参加者905人		地域活動の活性化が図られている。	・区や公民館、各種団体に対し人権教育研修会(人権教育懇談会)開催の促進 開催予定数74回	地域活動の活性化が図られる。
	継	商工観光課	・外国出身者との交流機会の促進を図るため、市民の行う国際交流事業に対し、中野市国際交流推進事業補助金の交付をした。 国際交流推進事業１件		外国人登録者数が増え、生活面でも国際化が進んでいるため、日常や市民レベルでの交流を推進し、国際性あふれた都市づくりを進める必要がある。	・外国出身者との交流機会の促進を図るため、市民の行う国際交流事業に対し、中野市国際交流推進事業補助金を交付する。	市民の国際交流を深め、将来を担う人材育成及び地域コミュニティを推進する。
	継	公民館	・市内にお住いの外国出身者のための日本語教室（昼間教室及び夜間教室）を開催した。 昼間教室　49回開催　参加人数 260人 夜間教室　24回開催　参加人数 194人		ボランティアが市内在住在勤の外国の方に日常会話や読み書きの指導をしている。	・市内にお住いの外国出身者の日本語教室（昼間教室及び夜間教室）を開催する。 昼間教室　52回開催予定 夜間教室　24回開催予定	地域社会や職場等でコミュニケーションがとりやすくなる。
	継	健康づくり課	・母子健康手帳、予防接種問診表は外国人用のものを用いて保健事業を行った。		外国人の妊産婦や子育て世帯への支援の充実が必要である。	・母子健康手帳、予防接種問診表等は外国人用を準備し、外国人の対応を行う。	国際交流を楽しみながらいろいろな国の文化を学ぶことができる。
	継	公民館 人権センター	・公民館や人権センターを使用する在住外国人に、利用促進を図った。 ・国際交流事業は、市内在住のスリランカ出身の夫婦を招き、スリランカの伝統舞踊や定番料理の調理実習と試食を行い、交流した。(中央公民館)		・多文化に触れる機会を提供。 ・日本で暮らす他国の方との交流。	・公民館や人権センターを使用する在住外国人に、利用促進を図る。 国際交流事業（中央公民館）	国際交流を楽しみながらいろいろな国の文化を学ぶことができる。
	継	学校教育課	・外国語指導講師を介しての交流を図った。		異文化理解を促進し、国際的な視野を広げるため実施している。	・外国語指導講師との交流を図る。	異文化理解を促進し、国際的な視野を広げることができる。

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
6　外国人の人権
（4）　雇用・就労の促進

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	令和７年度 事 業 計 画 現状と課題	計画内容	期待される効果
◆外国人の働く権利を守り、安定した職業に就けるよう、適性に応じた雇用促進に努めます。 ◆就職時の様々な障がいの解消に向けて職業相談所等と連携し、雇用促進に努めます。	継	商工観光課	・ ハローワーク飯山と連携し、外国人の雇用促進に努めた。 ・外国人も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催している職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担した。		・ ハローワーク飯山と連携し、外国人の雇用促進に努める。 ・外国人も対象とする職業訓練や就職に役立つパソコン講座を開催する職業訓練法人中高職業訓練協会に事業費の一部を負担する。	外国人の雇用促進

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画
6　外国人の人権
（5）　健康福祉の増進

施　　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	令和７年度 事 業 計 画 現状と課題	計画内容	期待される効果
◆国民健康保険の加入促進及び国民年金の制度について周知徹底し受給権を確保するなど、生活実態を把握したうえで的確な施策を推進します。	継	市民課	・パンフレット等により、制度の周知と加入促進を図った。 ・市の広報による周知 11回／年 特集　１回／年 ・出張年金相談会 毎月　12回／年		・パンフレット等により、制度の周知と加入促進を図る。	・生活実態にあわせ、保険料の免除猶予の申請を行うことで、将来の年金受給資格が得られる。
	継	健康づくり課	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行った。 基本健康診査1,949人　胃がん検診1,311人 子宮がん検診2,791人　肺がん検診5,570人 乳がん検診2,083人　大腸がん3,602人 歯周疾患検診460人 肝炎ウィルス検診522人 前立腺がん検診1,440人 集団健康教育177回4,676人 健康相談1,400人 健康まつり事業 延徳地区　117人 歩いて健康フェスタ　参加者　延べ190人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業33回548人 栄養改善事業 個別202人　集団84回2,389人 減塩運動普及事業649人 健康づくりポイント事業 特典交付者 アプリ300人 記録用紙　137人	健診の受診率は、国の目標値には至っておらず、受診率向上の工夫が必要である。 また、健康づくりに関する事業へ多くの方が参加するよう周知・工夫が必要である。	・健(検)診が身近な会場で受診できるよう配慮し、各種健(検)診を行う。 基本健康診査2,060人　胃がん検診1,500人 子宮がん検診2,900人　肺がん検診5,700人 乳がん検診2,390人　大腸がん検診3,900人 歯周疾患検診718人 肝炎ウィルス検診500人 前立腺がん検診1,590人 集団健康教育170回5,000人 健康相談1,420人 健康福祉カレンダー全戸配布 広報なかの「健康ひろば」掲載３回 食生活改善事業35回550人 栄養改善事業 個別330人　集団85回1,850人 減塩運動普及事業655人 健康づくりポイント事業 アプリ登録700人 歩いて健康フェスタ150人	健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながる。 健康づくりに関する事業の中で、日頃からの健康づくりに関する関心を高め、疾病の予防や重症化を防ぎ、健康寿命の延伸につながることが期待できる。
	継	高齢者支援課	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与した。	特になし	・要介護状態にある者、要援護となるおそれのある者又その家族に対し積極的に相談に応じ、必要な保健福祉サービスの便宜を供与する。	

Ⅱ　人権に関する重要課題の施策推進計画

７　その他の人権

（1）　人権擁護の確立

施　　策	新・継	所　管　課	令和６年度 事 業 実 績 実施内容	令和６年度 事 業 実 績 現状と課題	令和７年度 事 業 計 画 計画内容	令和７年度 事 業 計 画 期待される効果
◆地域社会における古い慣行や因習のなかで、差別につながるようなものについては、見直しするよう啓発に努めます。 ◆ハンセン病やＨＩＶ感染者等の人権問題に対しては、学校や職場、あるいは地域社会において、正しい知識の普及啓発に努めます ◆市の関係機関が保有する個人情報の保護に努めるとともに、市民の人権意識の高揚に努めます。	継	健康づくり課	・正しい知識の普及啓発を図った。 　ポスターを掲示する等、一般住民にPRした。	ポスター掲示等しながら啓発を継続していく必要がある。	・正しい知識の普及啓発を図る。 　ポスターを掲示する等、一般住民にPRする。	正しい知識の普及啓発が図られる。
	継	人権・男女共同参画課	・正しい理解の啓発を図るため、啓発物の配布等で市民にPRした。 ・犯罪被害者を支援する長野犯罪被害者支援センターの活動を支援した。 ・市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減等を図った。	・人権擁護委員と連携し、啓発活動を実施している。 ・長野犯罪被害者支援センターへ負担金交付	・啓発物の配布等により市民にPR ・長野犯罪被害者支援センターの活動支援 ・市犯罪被害者等支援条例及び市犯罪被害者等支援基本計画に基づき支援を図る。	・正しい知識の普及啓発が図られる。 ・犯罪被害者の支援が図られる。
	継	庶務課	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図った。	特になし	・市の情報公開条例に基づき、公開できないとされた個人や法人等の情報の保護に努め、また、個人情報の保護に関する法律に基づき、市が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利利益を保護し、市民の基本的人権侵害の防止を図る。	左記のとおり
	継	市民課	・「住民票の写し等の不正取得にかかる本人通知制度」を実施し、市民の権利・利益の保護に努めた。		・「住民票の写し等の不正取得にかかる本人通知制度」を実施し、市民の権利・利益の保護に努める。	

資料２－２

中高地区人権に係る住民意識調査実施要領

１　調査の目的

「中高地区人権に係る住民意識調査」（以下、「本調査」）は、長野県中高地区４市町村（中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村）において、今後の人権教育・啓発施策を推進するうえでの基礎資料として活用するため、住民の人権問題や人権についての考え方及び中高地区としての地区特性を把握することを目的とする。

２　実施主体

長野県中高地区４市町村（中野市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村）

３　調査対象

令和７年８月１日現在、長野県中高地区４市町村に在住する 18 歳以上の男女各 1,500 人、合計 3,000 人

４　抽出方法

住民基本台帳から男女別・年齢別に無作為抽出

年齢＼性別		抽出数 男（人）	抽出数 女（人）	抽出数 合　計
18歳～19歳	中野市	28	28	56
	山ノ内町	8	8	16
	木島平村	5	5	10
	野沢温泉村	3	3	6
20歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
30歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
40歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20

年齢＼性別		抽出数 男（人）	抽出数 女（人）	抽出数 合　計
50歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
60歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
70歳代	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
80歳以上	中野市	142	142	284
	山ノ内町	40	40	80
	木島平村	16	16	32
	野沢温泉村	10	10	20
市町村計	中野市	1,022	1,022	2,044
	山ノ内町	288	288	576
	木島平村	117	117	234
	野沢温泉村	73	73	146
中高地区合計		1,500	1,500	3,000

５　調査方法

郵送配布・郵送またはｗｅｂ回答

６　調査期間

令和７年８月 22 日～９月 22 日

7　調査項目

⑴　回答者の属性

⑵　人権や差別についての考え方・イメージ・知識について

⑶　人権問題に対する様々な課題について

⑷　人権問題や差別への対応について

⑸　同和問題（部落問題）に関する学習経験について

⑹　同和問題（部落問題）の認知や意識について

⑺　自由意見

8　調査票の集計

電子計算機による集計

9　集計結果の公表

集計結果は、長野県中高地区４市町村の公式ホームページ等で公表予定

中高地区人権に係る住民意識調査

2025年　8月
中野市
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村

■調査へのご協力のお願い

1　この調査は、今後の人権教育・啓発施策を推進するうえで基礎資料として活用するため、人権問題についての意識やお考えをお聞きするもので、**中高地区４市町村が協力して実施**するものです。

2　この調査票は、４市町村の住民の中から、**無作為に約3,000名の方々（18歳以上）を選び**、送付させていただいておりますことから、ご病気等によりご回答いただけない方にも届いてしまう場合がございますので、その際はご容赦くださいますようお願いします。

3　**無記名**でお答えいただきますので、どなたのお答えかは、わからないようになっています。あなた自身にご迷惑をかけることは一切ありません。また、**上記目的以外に使用することはありません。**

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力をお願いします。

■ご記入上の注意

1　**あて名のご本人**が、お答えになってください（ただし、外国人の方等で日本語の読み書きが困難な場合、ご家族等の協力で本人がお答えください）。

2　ご回答は、黒のボールペンか鉛筆で、**設問の指示（「○は１つ」、「それぞれに○は１つ」、「○はいくつでも」、「問○へお進みください」など）**にしたがって、選択回答もしくは記述回答してください。

※ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）にお入れになり、**2025年９月22日(月)必着で返送してください。**

☆インターネットによる回答も可能です。詳しくは裏表紙をご覧ください。

＜お問い合わせ先＞

この調査票に関するご質問などは、下記までご連絡ください。

○中野市	人権・男女共同参画課	担当　西野	℡　0269-26-2287（直）
○山ノ内町	人権政策室	担当　堀内	℡　0269-38-0373（直）
○木島平村	人権推進室	担当　宮﨑	℡　0269-82-2041（直）
○野沢温泉村	人権対策室	担当　片桐	℡　0269-85-3112（直）

A　人権や差別についての考え方・知識についてお尋ねします。

問1　次のような意見があります。あなたはどう思いますか。次の（1）～（4）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に、例にならって○をしてください。（それぞれに○は1つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
例：法律で禁止すれば、自然に差別はなくなる	1	2	(3)	4	5
（1）外国人差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
（2）障がい者差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
（3）HIV陽性者やハンセン病回復者（及びその家族）に対する差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5
（4）部落差別は、そっとしておけば自然になくなる	1	2	3	4	5

問2　あなたは、「差別」というものについて、どのようなお考えをお持ちですか。次の（1）～（10）のすべてについて、あなたのお考えに一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は１つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
（1）差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである	1	2	3	4	5
（2）差別は世の中に必要なこともある	1	2	3	4	5
（3）あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
（4）差別の原因は、差別される人の側に問題がある	1	2	3	4	5
（5）差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
（6）どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理である	1	2	3	4	5
（7）差別される人の話をきちんと聴く必要がある	1	2	3	4	5
（8）思いやりややさしさを持てば、差別問題は解決できる	1	2	3	4	5
（9）差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
（10）差別の原因は、差別をする人の側に問題がある	1	2	3	4	5

問3　あなたは、次の人権に関する法令や宣言等があることをどの程度ご存知ですか。次の(1)～(14)のすべてについて、該当する番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 どんな内容か知っている・内容を見たことがある	2 内容は知らないが、名称は聞いたことがある	3 知らなかった
(1) あなたの住んでいる市町村の人権擁護条例	1	2	3
(2) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	1	2	3
(3) 個人情報保護法	1	2	3
(4) 同和対策審議会答申	1	2	3
(5) 世界人権宣言	1	2	3
(6) いじめ防止対策推進法	1	2	3
(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	1	2	3
(8) LGBT理解増進法	1	2	3
(9) アイヌ施策推進法	1	2	3
(10) 障害者差別解消法	1	2	3
(11) ヘイトスピーチ解消法	1	2	3
(12) 部落差別解消推進法	1	2	3
(13) 高齢者の虐待防止法	1	2	3
(14) ハンセン病問題基本法	1	2	3

問4　差別について、A、B二人の意見が次のように分かれました。

Aの意見：今日では差別は許されない状況にあり、差別をする人がやがて孤立してしまう。
Bの意見：世間ではまだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立してしまう。

→ あなたは次のAとBのどちらの意見に近いですか。(○は1つ)

1　Aの意見に賛成である
2　どちらかといえばAの意見に賛成である
3　わからない
4　どちらかといえばBの意見に賛成である
5　Bの意見に賛成である

B　人権問題に対する様々な課題についてお尋ねします。

問5　あなたのお子さんが恋愛をし、結婚を考えている相手またはパートナーとして考えている相手が次の人であれば、あなたはどのような態度をとると思いますか。次の(1)～(6)のすべてについて、あてはまる番号に○をしてください(お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください)。(それぞれに○は1つ)

	1 まったく問題にしない	2 迷いながらも、結局は問題にしない	3 迷いながらも、結局は考え直すように言う	4 考え直すように言う
(1) 障がい者	1	2	3	4
(2) 外国人	1	2	3	4
(3) 同和地区出身者	1	2	3	4
(4) ハンセン病回復者の家族	1	2	3	4
(5) HIV陽性者	1	2	3	4
(6) LGBTQ等の性的少数者	1	2	3	4

問6　あなたは、子どもの人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 子どもは生活力がないのだから、親の言うことを聞くのは当然である	1	2	3	4	5
(2) 親がしつけのため、子どもへ体罰をすることはやむを得ない	1	2	3	4	5
(3) 学校での教育的な体罰は、やむを得ない	1	2	3	4	5
(4) 犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇すべきだ	1	2	3	4	5

問7　あなたは女性の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 夫婦で別々の姓を名乗りたい人は、名乗ることができるようにした方がよい	1	2	3	4	5
(2) 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は今もある	1	2	3	4	5
(3) 地域の行事などでは、力仕事は男性、接待は女性の方がよい	1	2	3	4	5
(4) 女性が責任ある役職に就くことには抵抗がある	1	2	3	4	5

問8　あなたは、高齢者の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) 年老いたら、子どもに従う方がよい	1	2	3	4	5
(2) 高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たちの問題である	1	2	3	4	5
(3) 一定年齢の高齢者には、年金の給付や医療費などの負担軽減が行われることは、よいことである	1	2	3	4	5
(4) 特殊詐欺で多額のお金をだまされ送金等したとしても、本人が悪い	1	2	3	4	5

問9　あなたは、障がい者の人権問題について、どのように思いますか。次の（1）～（4）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は1つ）

		1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
（1）	障がい者が利用しやすくなるように、すべての公共の建物を改造すべきだ	1	2	3	4	5
（2）	障がい者を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ	1	2	3	4	5
（3）	障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい	1	2	3	4	5
（4）	自分が住んでいる近くに新しく障がい者の施設ができることは反対だ	1	2	3	4	5

問 10　あなたは、外国人の人権問題について、どのように思いますか。次の（1）～（4）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は1つ）

		1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
（1）	定住外国人は、もっと日本の文化にとけ込む努力をするべきだ	1	2	3	4	5
（2）	外国人は、仕事をするうえで、待遇が悪くても仕方がない	1	2	3	4	5
（3）	外国人が日本で働くことは、日本人の職を奪うことになり賛成できない	1	2	3	4	5
（4）	外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念なことだ	1	2	3	4	5

問 11　あなたは、ハンセン病や感染症患者等に関する人権問題について、どのように思いますか。次の（1）～（4）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。（それぞれに○は1つ）

		1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
（1）	ハンセン病回復者が社会復帰できなくても仕方がない	1	2	3	4	5
（2）	ハンセン病回復者の家族が結婚や就職などで不利な扱いを受けることは仕方がない	1	2	3	4	5
（3）	友人がHIVに感染していることがわかっても、これまでと同じように付き合っていける	1	2	3	4	5
（4）	コロナ感染者やこれに関わる医療従事者等が誹謗中傷されたり嫌がらせを受けたりしたことは差別であり許されない	1	2	3	4	5

問 12　あなたは、LGBTQ※等の性的少数者の人権問題について、どのように思いますか。次の（1）～（4）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。
（それぞれに○は1つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
（1）LGBTQ等の性的少数者の入居を拒否するのは大家さんの自由である	1	2	3	4	5
（2）友人がLGBTQ等の性的少数者とわかってもこれまでと同じように付き合っていける	1	2	3	4	5
（3）LGBTQ等の性的少数者が就職で不利な取扱いをされるのは仕方がない	1	2	3	4	5
（4）同性の婚姻を法的に認めるべきである	1	2	3	4	5

※　LGBTQ：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、異性も同性も好きになる人（バイセクシャル）、生物学的な性と性自認が異なる人（トランスジェンダー）、性自認や性的指向が明確でない人（クエスチョニング）の略

問 13　あなたは、犯罪被害者やその家族の人権問題について、どのように思いますか。次の（1）～（4）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。
（それぞれに○は1つ）

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
（1）犯罪行為によって生じる経済的負担をできる限り軽減するための措置が取られるべきである	1	2	3	4	5
（2）事件に関して興味本位でうわさ話をするのはやむを得ない	1	2	3	4	5
（3）刑事裁判手続きに被害者の声が十分反映されるようにすべきである	1	2	3	4	5
（4）報道、取材や一般人のSNS等によってプライバシーに関することを公にして、私生活の平穏を犯してはならない	1	2	3	4	5

問 14　あなたは、インターネット上の人権問題について、どのように思いますか。次の(1)～(4)のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に○をしてください。(それぞれに○は1つ)

	1 そう思う	2 どちらかといえばそう思う	3 どちらともいえない	4 どちらかといえばそう思わない	5 そう思わない
(1) インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダーへ情報停止・削除を求めるべきだ	1	2	3	4	5
(2) ルールやマナーを守ってインターネットを利用するように日頃からの教育・住民啓発が必要である	1	2	3	4	5
(3) 表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行うべきではない	1	2	3	4	5
(4) 差別をあおるような書き込みを行った人に対しては処罰すべきだ	1	2	3	4	5

C　人権問題や差別への対応についてお尋ねします。

問 15　もし、あなた自身やあなたの家族が人権を侵害されることがあったとき、あなたはまずどのような対応をしますか。(○は1つ)

1　相手に抗議する　→　問16へお進みください
2　身近な人に相談する　→　問15-1へお進みください
3　相談しないで我慢する　→　問16へお進みください

問 15 で「2　身近な人に相談する」を選ばれた方にお尋ねします。

問 15-1　どのような人に相談しますか。(○はいくつでも)

1　家族
2　友人・知人
3　教師
4　人権問題に詳しい人
5　弁護士
6　NPOや市民団体等
7　法務局や人権擁護委員
8　各地区の役員(区長・民生委員など)
9　市町村の窓口
10　警察
11　その他(具体的に：　　　　　　　)

すべての方にお尋ねします。

問 16　あなたの知り合いの中で、差別問題の解消や人権問題の擁護を熱心に行っている人はいますか。(○は1つ)

1　いる　→　問16-1へお進みください　　2　いない　→　問17へお進みください

問16で「1　いる」を選ばれた方にお尋ねします。

問16-1　その差別問題の解消や人権問題の擁護を熱心に行っている人は誰ですか。
（○はいくつでも）

1　家族	5　職場の人
2　親戚	6　学校の先生
3　近所の人	7　県や市町村の職員
4　友人	8　その他（具体的に：　　　　　　　　）

D　同和問題（部落問題）に関する学習経験についてお尋ねします。

すべての方にお尋ねします。

問17　あなたは、学校で同和問題（部落問題）についての学習を受けましたか。（○はいくつでも）

1　小学校で受けた
2　中学校で受けた
3　高校で受けた
4　短大・大学で受けた
（1～4 → 問17-1へお進みください）
5　受けたことはない → 問18へお進みください

問17-1　そうした学習を受けたことについて、どう感じていますか。（○は1つ）

1　学習を受けてよかったと思っている
2　学習を受けたことはよいが、内容を改善すべきだと思っている
3　受けない方がよかったと思っている
4　わからない
5　その他（具体的に：　　　　　　　　）

すべての方にお尋ねします。

問18　あなたは、地域や職場での同和問題についての学習や研修に参加したことはありますか。
（○はいくつでも）

1　市町村で開催する集会、研修会、講座などに参加した
2　職場の研修に参加した
3　地域（地区）懇談会に参加した
4　毎年8月に開催される、中高地区4市町村合同の「部落解放・人権政策確立要求中高地区総決起大会」に参加した
5　その他（　　　　　　　　）
（1～5 → 問18-1へお進みください）
6　参加したことはない → 問18-2へお進みください

問18で「1」から「5」を選ばれた方にお尋ねします。

問18-1　参加して最も印象に残っている研修会はどのような内容でしたか。（○は1つ）

1　市町村及び地域で人権問題に携わる人の話
2　学校の先生の話
3　被差別当事者（同和地区住民）の話
4　DVD、映画など
5　グループになって話し合ったこと
6　いろいろな住民が意見発表すること
7　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問18で「6　参加したことはない」を選ばれた方にお尋ねします。

問18-2　どのような研修会であれば参加できますか。（○はいくつでも）

1　夜間に開催される研修会
2　日曜日や祝日に開催される研修会
3　内容が魅力的な研修会
4　自宅や職場の近くで開催される研修会
5　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

E　同和問題（部落問題）の認知や意識についてお尋ねします。

すべての方にお尋ねします。

問19　あなたは、日本の社会に「被差別部落」「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれ、差別を受けている地区があることや差別を受けている住民がいることを知っていますか。（○は1つ）

1　知っている　→　問19-1へお進みください　　2　知らない　→　問20へお進みください

問19で「1　知っている」を選ばれた方にお尋ねします。

問19-1　あなたが同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。（○はいくつでも）

1　家族から聞いた
2　親戚の人から聞いた
3　近所の人から聞いた
4　職場の人から聞いた
5　学校の友人から聞いた
6　学校の授業で聞いた
7　テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
8　同和問題の集会や研修会で知った
9　県や市町村の広報紙や冊子で知った
10　はっきり覚えていない
11　その他（具体的に：　　　　　　　　　　）

すべての方にお尋ねします。

問 20　あなたは、「被差別部落」という言葉を聞いたとき、どのような感情を持ちますか。次の（1）～（5）について、あなたの感情に一番近い番号に〇をしてください。
（それぞれに〇は1つ）

＜A＞	1 非常にAに近い	2 ややAに近い	3 どちらともいえない（わからない）	4 ややBに近い	5 非常にBに近い	＜B＞
（1）　上品な	1	2	3	4	5	下品な
（2）　やさしい	1	2	3	4	5	こわい
（3）　清潔な	1	2	3	4	5	不潔な
（4）　豊か	1	2	3	4	5	貧しい
（5）　働き者	1	2	3	4	5	なまけもの

問 21　学校や職場、日常生活の中で、誰かが「同和地区」の人に対する差別的な発言をしたとき、あなたはどのような対応をとりますか。またはとると思いますか。（〇は 1 つ）

1　差別的な発言であることを伝え、話し合う（と思う）
2　気づかなかったふりをする（と思う）
3　表向きは話を合わせ、自分も差別的な言葉を口にしてしまう（と思う）
4　その他（具体的に:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問 22　あなたは現在、部落差別（同和問題）に関して、次にみられるような人権侵害や問題などがあると思いますか。次の（1）～（6）のすべてについて、あなたの意見に一番近い番号に〇をしてください。（それぞれに〇は1つ）

	1 あると思う	2 どちらかといえばあると思う	3 どちらかといえばないと思う	4 ないと思う	5 わからない
（1）就職のときや職場で不利な扱いを受けること	1	2	3	4	5
（2）地域の活動や地域での付き合いで嫌がらせを受けること	1	2	3	4	5
（3）身元調査をされること	1	2	3	4	5
（4）行政機関や不動産取引業者に「どこが同和地区なのか」と問い合わせること	1	2	3	4	5
（5）インターネット上に誹謗中傷等が掲載されること	1	2	3	4	5
（6）インターネット上に同和地区と呼ばれる地域の所在地リストや動画・写真などが掲載されること	1	2	3	4	5

問 23　部落差別は将来なくすことができると思いますか。（○は1つ）

1　完全になくすことができる
2　かなりなくすことができる
3　なくすことは難しい

問 24　あなたは、「同和地区はこわい」というような話を聞いたことがありますか。（○は1つ）

1　ある　→　問24-1、24-2、24-3へお進みください　　2　ない　→　問25へお進みください

問 24 で「1　ある」を選ばれた方にお尋ねします。
問 24-1　こわいという話を誰から聞きましたか。（○は1つ）

1　家族	6　学校の先生
2　親戚	7　県や市町村の職員
3　近所の人	8　知らない人
4　友人	9　はっきり覚えていない
5　職場の人	10　その他（具体的に:　　　　　　）

問 24-2　その話を聞いたときどう感じましたか。（○は1つ）

1　そのとおりだと思った
2　そういう見方もあると思った
3　反発・疑問を感じた
4　特に何も思わなかった

問 24-3　それは、どんな内容でしたか。（自由記載）

すべての方にお尋ねします。
問 25　あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがありますか。（○は1つ）

1　ある　　2　ない

問 26　あなたは、同和地区の人との付き合いはありますか。（○は1つ）

1　ある　→　問26-1へお進みください
2　ない
3　わからない
（2・3）→　問27へお進みください

問 26 で「1　ある」を選ばれた方にお尋ねします。

問 26-1　それは、どの程度のお付き合いでしょうか。（○はいくつでも）

1　近所付き合いをしている
2　自治会、婦人会などのメンバーとして付き合っている
3　福祉や教育のことなどでの地域の取組を一緒にしている
4　同じ職場や仕事上の関係で付き合いがある
5　民謡や踊り、囲碁、将棋、料理など、趣味の会や講習会などで一緒に習っている
6　盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている
7　学校時代から付き合っている友人である
8　その他（具体的に:　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

F　あなた自身のことについてお尋ねします。

すべての方にお尋ねします。

問 27　あなた自身のことについて、次の（1）～（5）のすべてにお答えください。

（1）　あなたが日常に利用する主なメディアはどれですか。（○はいくつでも）

1　新聞　　2　書籍、雑誌　　3　テレビ　　4　ラジオ
5　インターネット（パソコン・スマートフォン）　　6　その他（　　　　　　　　）

（2）　あなたがお住まいの市町村はどれですか。（○は1つ）

1　中野市　　2　山ノ内町　　3　木島平村　　4　野沢温泉村

（3）　あなたの性別についてお答えください。（○は1つ）

1　男性　　2　女性　　3　（　　　　　　）

（4）　あなたの年代についてお答えください。（○は1つ）　令和7年8月1日現在

1　18～19歳	5　50～59歳
2　20～29歳	6　60～69歳
3　30～39歳	7　70～79歳
4　40～49歳	8　80歳以上

（5）　現在、あなたはどのような仕事（主なもの）に就いていますか。（○は1つ）

1　農林業（家事従事者も含む）
2　農林業以外の自営業（家事従事者も含む）
3　自由業・専門職（開業医・弁護士・芸術家・学者など）
4　商工サービス業（商店・飲食店の店員等）
5　会社員（民間企業、各種団体など）
6　公務員
7　家事専業
8　無職（学生含む）
9　その他（具体的に:　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

G　自由意見

問 28　人権問題や差別に関して、何でも結構ですのでお聞かせください。

以上で調査は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

インターネットによる回答のご案内

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネットを使って回答することもできます。

【手順】

スマートフォンから、右のQRコードを読み取ってください。

（ID入力画面、アンケート回答の入力画面に移ります。）

パソコンから回答される方は、下記のURLからご回答ください。

https://apply.e-tumo.jp/city-nakano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60198

「中高地区人権に係る住民意識調査」を選択し、次のページで下記の「あなたのID」「パスワード」を入力してください。

あなたのID

パスワード　：

設問事項の該当する番号にチェックを入れてください。

【注意】

- インターネットで回答した方は、この用紙（紙）で回答する必要はありません。
- このID番号は、住民基本台帳やマイナンバーカードなどの番号とは一切関係ないものです。
- なりすまし回答を防ぐため、他の人にあなたのIDを教えないでください。
- インターネットによる回答は、**1回のみです。**

恐れ入りますが、**9月22日（月）までに**ご回答をお願いします。

差別をなくす市民集会

本集会は、市民の皆様のご参加を基に、差別のない明るい中野市を築くために、
人権の尊さについて考えることを目的に開催します。

（略歴）
1986 年生まれ。博士（経済学・慶應義塾大学）。2020 年より現職。専門は計量経済学。研究分野は、ネットメディア論、情報経済論、情報社会のビジネス等。著書多数、メディアにも多数出演されています。

講師：国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授

山口（やまぐち）　真一（しんいち）　さん

演題：インターネット上の誹謗中傷

～正義を振りかざす「極端な人」の正体～
インターネット上の誹謗中傷はなぜ起こるのか？
どう防げばよいのか？
豊富な事例と統計データから、そのメカニズムと対策方法をお話しします。

開催日
令和７年
11月8日（土）
時間　午後1時30分から
午後3時00分まで

会　場：中野市市民会館ソソラホール小ホール
対　象：市内に在住・在勤・在学の方
定　員：150名
（定員になり次第締め切ります。）
申込み方法：電話または電子申請

電子申請用QRコード

≪お問い合せ・申込み先≫
中野市　くらしと文化部　人権・男女共同参画課
〒383-0025　中野市三好町1-4-27　（人権センター内）
℡：0269-26-2287　FAX：0269-26-2641

資料３

懸垂幕（中野市役所 懸垂幕塔）

宣言周知用看板（中野市豊田庁舎）

宣言周知用看板（中野市人権センター）

	宣言名	制定日・宣言年	周年を記念したイベント等
長野市	部落解放都市宣言	昭和51年	－
松本市	部落解放都市宣言	昭和51年9月28日	－
岡谷市	人権尊重都市宣言	平成8年3月21日	－
飯田市	人権尊重都市宣言	平成8年6月24日	－
諏訪市	人権尊重都市宣言	平成8年9月19日	－
須坂市	部落解放・人権尊重都市宣言	令和6年3月22日	－
小諸市	部落解放都市宣言	平成5年3月17日	毎年「人権フェスティバル」を開催
駒ケ根市	人権尊重都市宣言	平成8年3月4日	－
中野市	人権尊重都市宣言	令和4年3月18日	
飯山市	人権尊重都市宣言	平成6年3月16日	－
塩尻市	塩尻市人権尊重都市宣言	平成6年9月16日	－
佐久市	部落解放都市宣言	平成18年3月23日	－
東御市	平和と人権を守る宣言	平成29年3月1日	毎年「平和記念式」を開催
小海町	「人権尊重の町」宣言	平成5年9月22日	－
軽井沢町	「人権尊重の町」宣言	昭和61年6月20日	－
辰野町	部落解放宣言 辰野町ハラスメント防止に関する宣言	平成7年3月17日 令和7年1月6日	－
飯島町	「人権尊重の町」宣言	平成8年3月22日	－
中川村	人権尊重の村宣言	平成8年3月19日	－
朝日村	「人権尊重の村」宣言	令和7年9月20日	－
小布施町	新型コロナウイルス感染症に伴う人権侵害を防ぐ宣言	令和2年10月16日	毎年「人権フェスティバル」を開催
木島平村	「部落解放の村」宣言	平成4年12月11日	－
小川村	人権尊重都市宣言	令和7年1月31日	－

広報 しながわ

●毎月1・11・21日発行

平成30年（2018）
11/11
2102号

人権週間特集号

わ! しながわ

品川区ツイッター
アカウント
shinagawacity
スマートフォン用
※機種によっては正しく表示されない場合があります。

〒140－8715 品川区広町2－1－36 代表番号 ☎3777－1111 広報広聴課 ☎5742－6644 Fax5742－6870 http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

人権尊重都市宣言のまち 品川区

実現しよう 平和で 心ゆたかな 人間尊重社会

12月4日～10日は人権週間

世界人権宣言 70周年

昭和23（1948）年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は人権と自由を尊重し確保するために、全ての人と全ての国が達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25（1950）年第5回国連総会では、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。そして、今年は、世界人権宣言が国連で採択されてから70年を迎えます。

日本では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

区の取り組み

区では、平成5（1993）年4月に「人権尊重都市品川」を宣言し、今年で25周年を迎えました。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

25周年をひとつの節目として、今年は人権啓発ラッピングカーの運行や小・中学生の人権ポスター・品川宣言を掲載したカレンダーの作成、「しながわ人権のひろば2018」、「人権週間 講演と映画のつどい」を開催します。この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

今年は人権尊重都市品川宣言制定25周年、世界人権宣言制定70周年です。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない
幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした
今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか
人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する
平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
「人権尊重都市品川」を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

制定 一九九三年（平成五年）四月二十八日

人権週間 講演と映画のつどい

12月4日(火) きゅりあん大ホール（大井町駅前）

午後1時開演（午後0時30分開場）

定員 1,100人（抽選）

託児 1歳6カ月～就学前のお子さん

申込方法 11月14日(水)（必着）までに、往復はがき（1枚2人まで）に「つどい」とし、参加人数、代表者の郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・電話番号、参加者の氏名（ふりがな）、託児希望の有無を品川区人権啓発課（〒140－0013南大井3－7－10）へ　※結果発送は11月末を予定。

往信（表）: 62円 140-0013 品川区南大井3－7－10 品川区人権啓発課 宛

返信（裏）: 記入不要です

返信（表）: 62円 000-0000 代表者の住所 氏名 様

往信（裏）: つどい申し込み
●参加人数
●代表者郵便番号
●住所
●電話番号
●代表者氏名・ふりがな
●参加者氏名・ふりがな
●託児希望の方はお子さんの名前・月年齢
●手話通訳希望の方、車いすの方はその旨

講演 桃太郎の人生数え唄

講師／高橋英樹（俳優）

テレビでもおなじみの日本を代表する俳優の高橋英樹さん。長い俳優人生の様々な人との出会いの中で感じたことや家族とのあり方など、人権の内容に触れながらお話しいただきます。

※手話通訳・字幕付き。

映画 はなちゃんのみそ汁

© 2015「はなちゃんのみそ汁」フィルムパートナーズ

出演／広末涼子、滝藤賢一　ほか

抗がん剤治療の影響で出産をあきらめていた千恵だが、妊娠していることが分かり、無事出産する。しかし、家族3人の幸せな日々は続かず、千恵を再び病魔が襲う。千恵は自分がいなくなっても元気に暮らしていけるようにと、娘・はなに、みそ汁の作り方など料理の大切さを教えはじめる。　※字幕付き。

問い合わせ／品川区人権啓発課（☎3763－5391 Fax3768－5092）

みんなで考えよう 私たちの人権

今年は、「人権尊重都市品川宣言」制定25周年、「世界人権宣言」制定70周年の節目の年となります。区は、これまでも「人権尊重都市品川宣言」を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。

しかしながら、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見や同和地区出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に近年は、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者への差別など人権問題はより複雑化し多様化しています。

こうしたなか、平成28（2016）年6月には、「ヘイトスピーチ解消法」、同年12月には、「部落差別解消推進法」が成立しました。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え思いやることを大切にしていきましょう。

インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしています。しかし一方で、インターネット掲示板への個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が大きな問題となっています。また、特定の国籍の外国人を排斥するヘイトスピーチや部落差別などの同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがなされることもあります。

インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することが可能なため、むしろ現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいと言えます。そのうえ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度公開された情報は完全に消すことはできません。

インターネット上の掲示板の利用やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

インターネットの節度ある利用について

- 差別的な発言や誹謗・中傷を書き込まない
- なりすまし行為はしない
- 個人情報を書き込まない

外国人の人権を尊重しましょう

日本に入国する外国人が増加するなか、外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの様々な人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして取り上げられ、差別意識を生じさせかねない言動として、社会的な関心を集めています。

２０２０年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎えることもあり、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくそう

「性」は出生時に判定された性別（身体の性）、性自認（自分自身が認識している性別）、性的指向（どの性別の人を好きになるか）など様々な要素からなると考えられています。「身体の性と性自認が一致している、恋愛対象が異性である」というパターンにあてはまらない人たちは、性的マイノリティなどと呼ばれ、無理解や偏見、差別によるいじめやハラスメントにあうなど、様々な困難に直面して苦しんでいます。

厚生労働省は、性的マイノリティに対する職場でのセクシュアルハラスメントも、いわゆるセクハラ指針の対象であるとしています。

性的指向や性自認は本人が選んだり、変えたりできるものではありません。性的マイノリティの人に対する嫌がらせや偏見、差別は人権問題です。多様な性の形があることを正しく理解し、その人のありのままを尊重することが大切です。

しながわ人権のひろば2018

日程 12月8日(土)～10日(月)　**会場** きゅりあん（大井町駅前）

12月8日(土)～10日(月)

◉小中学生人権標語・ポスター展
◉人権啓発パネル展（人権擁護委員の活動紹介・DV防止など）
◉人権をテーマにした複数の啓発ブース
時間／午前9時～午後7時　※10日は午後3時まで。
会場／イベントホール

12月8日(土)

◉女性弁護士による法律相談
時間／①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～4時
会場／3階 男女共同参画センター　定員／各5人（先着）
申込方法・問い合わせ／12月7日(金)までに、電話で男女共同参画センター（☎5479－4104 Fax5479－4111）へ

◉家庭教育講演会
「親と子で考える健康づくり～これからのがん教育について～」
2人に1人ががんになる！最強最高のがん知識を身につけよう！
時間／午前10時～正午
講師／中川恵一（東京大学医学部附属病院放射線治療部門長）
定員／1,000人（先着）※手話通訳付き。
託児／2歳～就学前のお子さん40人（先着）　※おやつ代100円。
○託児希望の方は、11月22日(木)までに、電話で庶務課へ（先着40人）。
会場・参加方法／当日、直接大ホールへ
問い合わせ／庶務課庶務係（☎5742－6824 Fax5742－6890）

12月9日(日)

◉「小学生人権メッセージ」と「中学生人権作文」の各学校の代表作品朗読
◉映画「この世界の片隅に」DVD上映会　※字幕付き。
時間／午後1時30分～4時30分
声の出演／のん、細谷佳正　ほか　定員／250人（先着）
会場・参加方法／当日、直接小ホールへ
問い合わせ／人権啓発課

◉人権擁護委員による人権身の上相談
時間／①午前10時～正午 ②午後1時～3時
会場／第1グループ活動室　定員／各2人（先着）
申込方法・問い合わせ／12月7日(金)までに、電話で区民相談室（☎3777－2000 Fax5742－6599）へ

日程 12月11日(火)～21日(金)　**会場** 区役所第二庁舎3階ロビー

◉小中学生人権標語・ポスター展
◉人権啓発パネル展
時間／午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日は除く。21日は午後5時まで。
問い合わせ／人権啓発課

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「みんなで築こう　人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」を重点目標に様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川地区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年小学生に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学生に「人権作文」の協力をお願いしています。本年の「人権メッセージ」は浅間台小学校4年生が発表しました。「人権の花」運動では大井第一・源氏前・第二延山小学校の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「日々草」の花を咲かせました。「人権作文」は浜川・冨士見台・荏原第六中学校の皆さんが参加しました。このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。

（東京人権擁護委員協議会・品川地区人権擁護委員会）

区の人権擁護委員			
野田　律子（東品川）	小原　愉里（東品川）	松井　一雄（東大井）	
野口　清彦（東大井）	増村　圭一（東大井）	大西　英敏（大　井）	松尾　和英（小山台）
岸　　朱実（中　延）	後藤　　基（西中延）		

人権擁護委員による人権身の上相談

悩みをお持ちの方はひとりで悩まずに、気軽にご相談ください。
相談日／第1・3火曜日午後1時～4時　※相談日1週間前の午前9時より電話予約。
問い合わせ／区民相談室（☎3777－2000 Fax5742－6599）

○人権週間街頭キャンペーン　12月4日(火)午前11時30分から大井町駅前

障害者週間記念のつどい

問い合わせ 障害者福祉課障害者福祉係（☎5742－6707 Fax3775－2000）

障害者週間（12月3日～9日）を記念し、毎年開催しています。
日時／12月7日(金)・8日(土)　午後1時開演　**会場**／きゅりあん小ホール（大井町駅前）

12月7日(金)
第1部＝高田朋枝講演会（北京パラリンピック出場）
第2部＝しながわこころつながる映画祭「ぼくと魔法の言葉たち」

12月8日(土)
第1部＝障害者団体発表会
第2部＝しながわこころつながる映画祭「もうろうをいきる」

○ロビーで団体紹介パネル展示や障害者施設作品販売を行います。※各日先着で記念品プレゼント。
- 手話通訳者、FMラジオによる副音声サービス、UDトーク配置。
- スピーチオ（音声変換装置）設置サービス（ＳＰコード付きちらし作成）。

ビデオ・DVD・パネルの貸し出し

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・ＤＶＤや人権啓発パネルの貸し出しをしています。勉強会や研修会でご活用ください。※詳しくは区ホームページをご覧ください。

人権啓発ラッピングカーの運行

「人権尊重都市品川宣言」の更なる浸透を図るため、品川区の公用車にラッピングを施し、運行しています。

問い合わせ／品川区人権啓発課（☎3763－5391 Fax3768－5092）

R80 古紙配合率80％再生紙を使用しています

「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」制定2周年

ページ番号　1010396　　更新日　令和5年12月6日

イベントカテゴリ：市政

国分寺市では、国分寺市男女平等推進条例の基本理念に基づき、令和3年12月10日、世界人権デーの日に「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を制定しました。

宣言制定から2年を迎えることを機に、改めてすべての人の人権に関心を持ち、その意識を高めるため、12月1日から宣言をデザインしたステッカーを貼った車が市内を走ります。これからも国分寺市は、さまざまな事業を通して、すべての人を大切にするまちを目指していきます。

マグネットシートデザイン（案）

差別や人権侵害のないまちに

人権尊重都市　中野市